

第四百十二條 民事原告人被告人及び民事擔當人カコソの私訴ハ關スル豫審マヘン又ハ公判の言渡シ對テ第四百十條に定めたる原由ヲ又付シテ上告を爲ス可キを得  
第四百十三條 上告の對手人マデハ大審院の判決キガあるまで何時も附帶マデの上告を爲ス可キを得

大審院檢事長も亦附帶の上告を爲ス可キを得

第四百十四條 上告の期限ニキリ三日ありトモ但豫審付テハ言渡書の送達シタレバ其後より起算ス

第四百十五條 豫審又ハ公判の言渡シ對テ上告ありたる時ハ勾留トシテ保釋責付サセテアゾケオケヲ釋放ス

第四百十六條 上告を爲スルとスル者ハ其申立書を原裁判所の書記局ニ差出す可キ

第四百十七條 上告を爲スルとスル者ハ其申立書を原裁判所の書記局ニ差出す可キ

第四百十八條 對手人ハ上告趣意書を受取りたるより五日内ニ答辨書を原裁判所の書記局ニ差出す可キ

第四百十九條 檢察官ヨリ差出す可キ上告趣意書又ハ答辨書の二通を作り一通を大審院ニ差出一一通を對手人マデ送達シ可シ

第四百二十條 書記ハ前數條ニ定めたる期限經過シタレバ一たる後速ニ訴訟書類及ヒ上告書類を其裁判所の檢察官ニ差出す可シ

第四百二十一條 檢察官ハ其書類を五日内ニ大審院檢事長ニ差出し且意見ヲ添フ可キ

第四百二十二條 檢察官ハ其書類を五日内ニ大審院檢事長ニ差出し且意見ヲ添フ可キ

第四百二十三條 檢察官ハ其書類を五日内ニ大審院檢事長ニ差出し且意見ヲ添フ可キ

第四百二十四條 檢察官ハ其書類を五日内ニ大審院檢事長ニ差出し且意見ヲ添フ可キ

第四百二十五條 檢察官ハ其書類を五日内ニ大審院檢事長ニ差出し且意見ヲ添フ可キ

第四百二十六條 檢察官ハ其書類を五日内ニ大審院檢事長ニ差出し且意見ヲ添フ可キ

第四百二十七條 檢察官ハ其書類を五日内ニ大審院檢事長ニ差出し且意見ヲ添フ可キ

第四百二十八條 檢察官ハ其書類を五日内ニ大審院檢事長ニ差出し且意見ヲ添フ可キ

第四百二十九條 檢察官ハ其書類を五日内ニ大審院檢事長ニ差出し且意見ヲ添フ可キ

第四百三十條 檢察官ハ其書類を五日内ニ大審院檢事長ニ差出し且意見ヲ添フ可キ

第四百三十一條 檢察官ハ其書類を五日内ニ大審院檢事長ニ差出し且意見ヲ添フ可キ

第四百三十二條 檢察官ハ其書類を五日内ニ大審院檢事長ニ差出し且意見ヲ添フ可キ

第四百三十三條 檢察官ハ其書類を五日内ニ大審院檢事長ニ差出し且意見ヲ添フ可キ

第四百三十四條 檢察官ハ其書類を五日内ニ大審院檢事長ニ差出し且意見ヲ添フ可キ

第四百三十五條 檢察官ハ其書類を五日内ニ大審院檢事長ニ差出し且意見ヲ添フ可キ

第四百三十六條 檢察官ハ其書類を五日内ニ大審院檢事長ニ差出し且意見ヲ添フ可キ

第四百三十七條 檢察官ハ其書類を五日内ニ大審院檢事長ニ差出し且意見ヲ添フ可キ

第四百三十八條 檢察官ハ其書類を五日内ニ大審院檢事長ニ差出し且意見ヲ添フ可キ

第四百三十九條 檢察官ハ其書類を五日内ニ大審院檢事長ニ差出し且意見ヲ添フ可キ

第四百四十條 檢察官ハ其書類を五日内ニ大審院檢事長ニ差出し且意見ヲ添フ可キ

第四百四十一條 檢察官ハ其書類を五日内ニ大審院檢事長ニ差出し且意見ヲ添フ可キ

第四百四十二條 檢察官ハ其書類を五日内ニ大審院檢事長ニ差出し且意見ヲ添フ可キ



第四百二十二條 院長の刑事局判事申立て専任判事一名を命じ可し  
専任判事の一切の書類を檢閲し其報告書を作成する可し但自己の意見を付す可か  
す

第四百二十三條 上告申立人及び對手人アロの専任判事の報告書を差出とまての大審院書  
記局を経由して其趣意を擴張スル可き辨明書を差出すこと得  
専任判事報告書を差出したる後辨明書を差出したる時之を其報告書と添へ可し

第四百二十四條 書記の開廷シラセより三日前開廷の日時を上告申立人及び對手人アロの  
代言人ニ報知ス可し

第四百二十五條 開廷の日より公廷に於て専任判事其報告書を朗讀ス可し  
檢事長及び代言人の各其趣意を辨明す可し  
私訴の上告は付く檢事長最終イハ其意見を陳述ス可し

第四百二十六條 上告申立人及び對手人アロより代言人を差出さるる時其儘に判決を  
爲す可し

第四百二十七條 大審院に於て上告の理由なくとせる時  
す可し

第四百二十八條 大審院に於て豫審アハ又ハ公判の言渡に對する上告は付き破毀アハの原由  
ありとせる時其言渡の全部ラズを破毀スアリ其事件を他の裁判所に移その言渡を爲す  
可し但後の數條に記載シタル場合ハ此限ニ在ラス

第四百二十九條 擬律アラの錯誤ア若クハ法律ニ背き公訴を受理スアリ又ハ受理せざることを因  
り原裁判言渡を破毀したる時其事件を移しとあく大審院に於て直ち原裁判言渡を爲  
す可し

第四百三十條 豫審又ハ公判の手續規則ニ背きたることを雖も其後の手續ニ利害ヲサセ  
及ぼさざる時其事件を他の裁判所に移しとあく止る其手續を破毀す可し

第四百三十一條 豫審又ハ公判の言渡の幾分ニ對し上告する場合は於て他の部分ニ關  
係アリあざる時大審院に於て其上告に係る部分を破毀し法律ニ從ひ直ち相當の裁  
判言渡を爲し又其事件を他の裁判所に移す可し

第四百三十二條 大審院に於て原裁判言渡を破毀スアリ直ち原裁判言渡を爲したる時原  
裁判所又ハ他の裁判所をして其執行コトヲ爲さしむ可し

第四百三十三條 大審院に於て破毀したる事件を他の裁判所に移その言渡を爲す可し時  
原裁判所ニ接近シたる同等の裁判所を定示シテ可し其單ニ私訴に係る事件ハ之を  
九十九



民事裁判所へ移す可一

第四百三十四條 法律に係る大審院の判決の確定の者とて大審院より送付するを受たる裁判所の裁判言渡に對して通常の規則に従ひ更に上告を爲すことを得

第四百三十五條 法律に於て罰せざる所爲に對し刑を言渡し又相當の刑より重き刑を言渡したる場合は於て定期内ニテ上訴する者なくして其裁判言渡確定したる時大審院検事長より司法卿の命に因り又職權を以て何時も非常上告を爲すことを得

第四百三十六條 左の場合に於て大審院の裁判言渡に對し検事長其他訴訟關係人ニテ其院に哀訴を爲すことを得  
一 大審院に於て前數條に定めたる式を履行せざる時  
二 訴訟關係人より申立たる條件に付て判決を爲さざる時  
三 同一の裁判言渡に付き二箇の條件相違したる時

第四百三十七條 哀訴を爲さんとする者の裁判言渡あり

立を爲す可一

書記の申立書を受取りたるより三日内之を對手人より送達し對手人同一の期限内に其答辯書を差出す可し

第四百三十八條 大審院の裁判言渡に其言渡ありたるより三日間又哀訴ありたる時其判決あるまで執行を停止す

### 第二章 再審の訴

第四百三十九條 再審の訴に左の場合に於て重罪輕罪の刑の言渡に對し被告人の利益の爲め之を爲すことを得但裁判確定の後非ざることを爲すことを得

一人を殺したる罪に付き刑の言渡ありたる後其言渡の日より當り殺されたと認められし者現に生存し又犯罪前既に死去したるの確證を以て得たる時

二同一の事件に付き共犯に非ずして別に刑の言渡を受けたる者ありたる時

三犯罪ある以前に作りたる公正の證書を以て當時其場所を在りたることを證明したる時

四被告人を陷害したる罪に因り刑の言渡を受けたる者ありたる時



第四百四十條 再審の訴を爲すことを得可き者左の如し

一 刑の言渡を爲したる裁判所の檢察官

二 刑の言渡を爲したる裁判所を管轄する控訴裁判所の檢察官

三 大法院檢察長但司法卿の命に因り又ハ職權を以て其訴を爲す可し

四 刑の言渡を受たる者

五 刑の言渡を受たる者死去する時其親屬

第四百四十一條 再審の訴の刑の消滅したるもの拘りたる何時かても之を爲すことを得

第四百四十二條 再審の訴を爲さんとする者の其趣意書ハ原裁判言渡書の原本及び憑證書類を添へ之を原裁判所の書記局に差出可し

原裁判所の檢察官其書類ハ意見書を添へ之ヲ大法院檢察長に差出可し

原裁判所の檢察官及び控訴裁判所檢察長自ら再審の訴を爲さんとする時前項より從ひ其書類を差出可し

第四百四十三條 大法院に於てハ檢察長の請求により速ニ專任判事一員を爲し報告書ヲ差出可し

第四百四十四條 大法院に於てハ他の事件を關する刑事局判事全員

判事の報告書及び檢察長の意見書ハ依り判決を爲す可し

第四百四十五條 大法院に於て再審の訴を爲すと認めたる時ハ原裁判言渡を破毀

し公訴及び私訴に付き再審を爲す可きことを言渡し其事件を原裁判所と同等ある他の裁判所に移す可し

其送付を受たる裁判所は通常の規則に從ひ裁判を爲す可し

第四百四十六條 死者の親屬より再審の訴を爲すと認めたる場合ハ於て大法院にて再審の理由あることを認めたる時其事件を他の裁判所に移すとなく原裁判言渡を破毀す可し

第四百四十七條 再審の裁判に因り無罪の言渡を爲する時又ハ前條の場合に於て破毀の言渡を爲したる時其者の名譽を復すを爲め其言渡書を揭示公告す可し

第三章 裁判管轄を定むるの訴

第四百四十八條 通常ハ裁判所と特別ハ裁判所とを問ひ管轄に非ざるの言渡を爲し其言渡確定したる時又ハ忌避の理由若くハ非常變の事變に因り訴訟事件を管

理せざるに能はざる時ハ檢察官其他訴訟關係人に對しより裁判管轄を定むるの訴を爲す可し

百三



ことを得

大審院検事長の司法卿の命を因り又ハ職權を以て其訴を爲すことを得

第四百四十九條 裁判管轄を定むるの訴と爲さんとする者の其趣意書ハ訴訟書類と添へ之を大審院の書記局ハ差出可

第四百五十條 大審院ハ於てハ刑事局判事五名以上會議局ハ集會し専任判事の報告書及以ハ検事長の意見書ハ依り裁判管轄と定むるの訴を判決ハ其事件を管理可裁判所を定示可

第四章 公安又ハ嫌疑の爲め裁判管轄を移すの訴

第四百五十一條 犯罪の性質ハ被告人の身分員數ハ地方の民心其他重大キある事情因り裁判所對し紛擾又ハ危険を生ずるの恐ある時ハ公安の爲め其事件を同等ある他の裁判所ハ移すことを得

第四百五十二條 公安の爲め裁判管轄を移すの訴ハ司法卿の命を因り大審院検事長より其院ハ之を爲す可

第四百五十三條 大審院ハ於てハ會議局ハ訴訟關係人の申立を聽くと雖も速ハ前條の訴を判決可

第四百五十四條 被告人の身分地方の民心又ハ訴訟の模様ハ因り裁判の公平を維持するに能はざるの恐ある時ハ嫌疑の爲め其事件を同等ある他の裁判所ハ移すことを得

第四百五十五條 嫌疑の爲め裁判管轄を移すの訴ハ管轄裁判所の檢察官其他訴訟關係人ハ之より之を爲すことを得

民事原告人嫌疑ある裁判所ハ私訴を爲し又被告人其裁判所ハ於て異議の申立なくハ本案ハ付き辯論を爲したる時ハ前項の訴を爲すことを得

第四百五十六條 嫌疑の爲め裁判管轄を移すの訴を爲すハ其趣意書二通を原ハ裁判所の書記局ハ差出可

第四百五十七條 大審院ハ於てハ第四百五十條の規則ハ從ハ前條の訴を判決可

第四百五十八條 嫌疑の爲め裁判管轄を移すの訴ありたる時ハ裁判所ハ於て其訴訟手續を停止

第六編 裁判執行 復權及ハ特赦



第四百五十九條 重罪輕罪違警罪の刑の裁判確定キリトの後、非され、之を執行ヲ可ス可カラ

す

第四百六十條 死刑の言渡確定キリトたる時、檢察官より速ニ訴訟書類を司法卿ニ差出シ可シ

司法卿より死刑を執行ヲ可キの命令ありたる時、三日内ニ其執行を爲す可一

第四百六十一條 死刑を除くの外刑の言渡確定キリトたる時、直ち之を執行ヲ可ス可一

第四百六十二條 刑の執行コトハ、原裁判所の檢察官又ハ大審院より命ヲ受タラる裁判所の

檢察官の指揮ツ、因リ之を爲可一

罰金料裁判費用及以沒收物出シテ、檢察官の命令書ニ依リ之を徵收ス可一

破壞又ハ廢棄ス可キ沒收物品ハ、檢察官之を處分可シ

第四百六十三條 死刑の執行付テ、書記其始末書を作シ、刑の執行規則ニ從ヒ立會ト爲一

たる官吏と共に署名捺印シテ可一

其他刑の執行ニ關ル、是る方法細目コトナリ、別ニ規則ト以テ之を定ム

第四百六十四條 裁判言渡確定キリト又ハ關席裁判ありたる時、其刑の言渡を爲一たる裁

判所の書記既決キリト犯罪表を作り、左の條件を記載可シ、但大審院ニ於テ刑の言渡ト爲一

たる時、其執行ヲ可ス可一たる裁判所の書記之を作る可シ

一 犯人の氏名、年齢、職業、住所及以出生の地

二 罪名、刑名

三 再犯

四 裁判言渡を爲一たる年月日

五 對審裁判又ハ關席裁判

第四百六十五條 既決キリト犯罪表ハ、二通を作り、一通を司法省ニ送致シ、一通を其裁判所の

書記局ニ藏置ス可一

違警罪の既決犯罪表ハ、一通を作り、其裁判所の書記局ニ藏置ス可シ

第四百六十六條 刑の言渡を受けたる者、其言渡の條件ニ付テ疑義ガ有ルハ、申立又ハ其執行

ニ付テ異議ノ申立を爲一たる時、刑の言渡を爲一たる裁判所ニ於テ之を判決可一

第四百六十七條 刑の言渡を受タラる者逃亡ニシテ、後捕ラレ、就カスル場合、於テ人達の申立

ありたる時、之を認定シ、是る爲メ前ニ其罪を認め、是る裁判所ニ送致ス可一

裁判所ニ於テ本犯ニシテあることを認定シ、是る能ハスル時、事實參考ニシテ、爲先會ヘテ其

事件ニ干預カシ、たる裁判官、檢察官、書記又ハ原被の證人を呼出、之を得



第四百六十八條 前二條の場合に於ての公廷にて刑の言渡を受けたる者の申立及び檢察官の意見を聽き裁判言渡を爲す可し但其言渡に對しての上訴を許さず

第二章 復権

第四百六十九條 賠償及び訴訟關係人は償還カヘス可き裁判費用より其言渡の執行の通常民事の規則に従ふ

第四百七十條 復権の願ひ刑法第六十三條に定られたる期限が經過しうる後刑の言渡を受けたる者より司法卿に之を爲す可し

第四百七十一條 復権の願書の左の書類を添ふ可し  
一 裁判言渡書の謄本  
二 主刑の満期の特赦ハツク又ハ期滿免除ノと爲りたることを證明スル書類  
三 假出獄及以假ニ監視ヲ免ユルせられたるの證書  
四 賠償及び裁判費用と辨償スル又ハ其義務ヲ免カレたるの證書  
五 過去現在ノ住所及び生計ヲ記載スル書類

第四百七十二條 檢事の願ひに於ての品行その他必要の取調を爲し前條の書類に意見書ヲ添へ之を控訴裁判所檢事長に差出可し

第四百七十三條 檢事長は必要の取調を爲し復権の願ひに關する書類に意見書を添へ之を司法卿に差出可し

第四百七十四條 司法卿は復権の願ひに關する書類を檢閲シ其願ひを允許ス可き者と認めたる時の速に上奏シテ可し

第四百七十五條 勅裁又ハ司法卿の意見に因り復権の願ひを棄却シたる時の司法卿より其旨を控訴裁判所檢事長に通知シ檢事長より願書を差出したる始審裁判所檢事に通知シテ可し

第四百七十六條 復権の裁可ある時司法卿より其裁可狀ノレを控訴裁判所檢事長に送致シ檢事長より願書を差出したる始審裁判所檢事に送致シテ可し

第四百七十七條 復権の裁可ある時司法卿より其裁可狀ノレを控訴裁判所檢事長に送致シ檢事長より願書を差出したる始審裁判所檢事に送致シテ可し



又刑の言渡を爲したる裁判所は裁可状の原本を送致し其裁判所は於て之を裁判言渡書と記入し可し

第三章 特赦

第四百七十七條 特赦の刑の言渡確定したる後何時も檢察官又は監獄長より犯人の情状を具し司法卿に申立ると得

監獄長より特赦の申立を爲す時、檢察官を経由す可し但檢察官の意見書を添ふ可し  
特赦の申立ありたる時、司法卿より其書類を意見書と添へ上奏す可し

第四百七十八條 司法卿の刑の言渡確定したる後何時も特赦の申立を爲すと  
死刑を除くの外特赦の申立ありと雖も刑の執行を停止せず

第四百七十九條 特赦の申立棄却ありたる時、司法卿より刑の言渡を爲したる裁判所の檢察官は其旨を通知す可し

第四百八十條 特赦の裁可ありたる時、司法卿より刑の言渡を爲したる裁判所の檢察官は特赦状を送致す可し此場合於て第四百七十六條の規則に従ふ

附 治罪法畧解 畢

治罪法參考諸布告達

第一章 書類送達

書類送達は付治罪法第二十四條の制限を有之候へとも當分の内の不及其儀候事

第二章 印章

法律上、刑事檢事書記等署名捺印を要する節相用へべき印章は左の離形に照し各自彫刻し費用の官費支拂に相立候儀と可心得此旨相違候事(司法省丁第廿一號達よかふる)

官	勅任方九分 曲尺
氏名	委任方七分 曲尺
	判任方六分 曲尺

書記の「裁判所書記某」と刻す字体の篆楷に適當なるへ但認め易きを要す

治罪法中犯人に證人等押印の條々實印無之者、限り從來の慣例に依り押印を爲致候儀と心得へし此旨相違候事(六號達よかふる)

本年第五十四號公布に依り治安裁判所は於て輕罪裁判所を開くとき、其管轄の輕罪裁判所の名稱を用ひ其印を捺し某治安裁判所は於て之を附記すべし左に離形相添此旨相違候事(司法省丁第廿七號達よかふる)

書式離形

於八王子治安裁判所



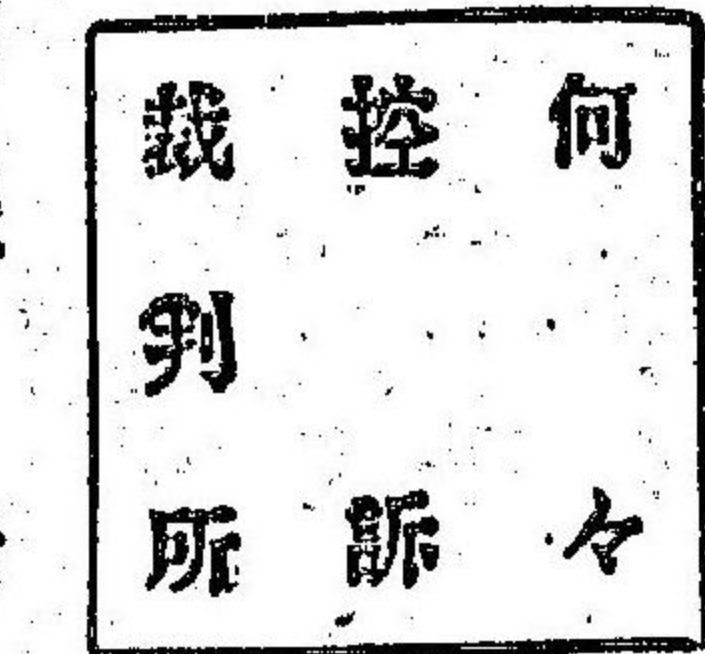
印章雛形



裁判所印章の儀來明治十五年一月一日以後左の通改定候條各廳に於て翻製ハハロー印鑑を以て可届出此旨相達候事(司法省丁第三十號達よかふる)

印章雛形

方曲一尺一寸五分



控訴 始審 治安 輕罪 違警罪

裁判所 各一顆と彫刻を

字体ハ篆書を用ひ認易きを要と且文字の數ハ據り或ハ「之印」の字を刻みたるも妨々也

別ニ註釋を要せず

第三章 書記局并訟庭等諸務

明治十年(六月)第四十七號達大審院裁判所屬ノ廳一更ニ大審院裁判所書記を置き月俸左表の通相定候條此旨相達候事(太政官第九十二號達よかふる)

大審院	書記	判任
月五拾圓	月四十五圓	月四十圓
月卅五圓	月三十圓	月廿五圓
月二十圓	月十五圓	月十二圓

書記局其他訟庭等の掌務ハ心得書別紙の通相達候事(司法省丁第十八號達よかふる)

書記局其他訟庭等の掌務心得書

第一條 書記局諸般ノ事務ハ各員輪轉シ之を執り豫め其主掌ヲ定め之を掌らしむ

第二條 訟庭ノ取締被告入扣所ノ看守ハ巡查獄卒等をして之を掌らしむ

第三條 訟庭口詰ハ雇員を以て之を充て訴訟人呼入其他訟庭ハ關係する雜事ノ使用ハ小使を以て之を充つべし

第四條 門候を置く否トハ其廳ノ便宜ニ任す若し之を置くとスルハ雇員又ハ小使を以て之を掌らしむべし

但東京各裁判所ハ此限ニあらず

第五條 宿直ハ等外吏員雇員ニ等して之を務めしめ在宅當番(退廳後を云ふ)ハ判任官ニて順次之を務むべし

但東京各裁判所ハ此限ニあらず

使丁規則別冊の通相定候條明治十五年一月一日より施行

使丁規則別冊の通相定候條明治十五年一月一日より施行

使丁規則別冊の通相定候條明治十五年一月一日より施行

使丁規則別冊の通相定候條明治十五年一月一日より施行

使丁規則別冊の通相定候條明治十五年一月一日より施行

使丁規則別冊の通相定候條明治十五年一月一日より施行

使丁規則別冊の通相定候條明治十五年一月一日より施行

使丁規則別冊の通相定候條明治十五年一月一日より施行

使丁規則別冊の通相定候條明治十五年一月一日より施行

使丁規則別冊の通相定候條明治十五年一月一日より施行

使丁規則別冊の通相定候條明治十五年一月一日より施行

使丁規則別冊の通相定候條明治十五年一月一日より施行

使丁規則別冊の通相定候條明治十五年一月一日より施行

使丁規則別冊の通相定候條明治十五年一月一日より施行



省下第二十六號達より（る）

使丁規則

- 第一條 各裁判所書記局の刑事民事の關する召喚狀及び其他書類を送達せしむる爲め其請負人を定免之を使丁取締しとす
- 使丁取締ハ一人とシ但場所ハ因リ二人以上を命ずるとある可
- 第二條 使丁ハ使丁取締之を撰ヒ其氏名を書記局ハ届出鑑札を受るものとす
- 使丁の人員ハ使丁取締適宜ハ之を定め書記局の許可ヲを受く可し
- 第三條 使丁取締ハ送達ノ事ハ付總テ其責ハ任するものとす
- 第四條 使丁取締ハ常ニ裁判所ニ在テ送達ノ事を取扱ふべし
- 第五條 使丁ハ送達を爲ス時裁判所ノ鑑札ヲ帶行スベシ
- 第六條 送達ノ爲メハ其法律規則ニ從ふ可
- 第七條 使丁取締及ヒ使丁ハ訴訟ハ付代人となりテ訟廷ハ出るとを許さず
- 第八條 送達ノ事ハ關シ他人ハ損害を被リ得たる時ハ使丁取締其價を擔當セヘ
- 但使丁の過失懈怠ニ由る時ハ使丁取締ハ之ニ對シ更ニ其價を求むるを得
- 第九條 送達賃錢ノ書類ノ大小に拘リ一ト一通ハ付一里五錢以下トシ賃錢ノ定限リハ使丁取締之を申立書記局之を決シ且送達書ハ其の賃錢高を附記ス可シ
- 第十條 賃錢ノ定限ハ其取扱所ハ貼示約シ三日以上新聞紙ハ掲載セザ又ハ其他の法律を以テ公告ス可シ

第十一條 刑事ニ付テハ送達賃錢ハ其送達を受るものより之を拂置可シ

- 但左の場合ハ於テハ書記局より之を拂置可シ
  - 一 檢察官又ハ裁判官より呼出シ証人鑑定人通事ノ呼出狀
  - 二 檢察官ノ控訴申立を被告人ハノ通知及ヒ呼出狀
  - 三 檢察官より被告人ハ送達する上告申立書及ヒ趣意書
- 第十二條 刑事附帶シテ私訴及ヒ民事ニ付テハ送達賃錢ハ總テ其送達を請求スル者より之を拂ふ可
- 第十三條 送達賃錢ニ付テハ訴訟ハ其書類を發シたる裁判所ハ之を爲す可シ
- 第十四條 使丁取締ハ書類送達を正實ニ取扱ふ可シ且其書類ハ書記局ハ差出可
- 第十五條 使丁取締及ヒ使丁此規則ハ違背スル時裁判所書記局ハ使丁取締ハ左の條件中より適當の言渡シを爲すべし
  - 一 廿圓以下の違約金を納めしむると
  - 二 解職ヲ命ぜしむると
  - 三 事情重き者ハ違約金を納免解職セしむると
- 第十六條 使丁取締たるハ其裁判所々在地ハ家屋ハ有テシ滿二十一歳以上の者より書記局の試験を経ることを要す
- 使丁取締たるハ其身元保証トシテ金五十圓以上の價格ハある公債証書地券又ハ銀行其他官許る縁券証書を書記局ハ納む可シ



但此保證金の解職の時下戻し可一

第十七條 試験の書記二名以上よて之を爲す可し  
但書記不足あるときは雇を以て之を充つ可一

試験科目は左の如し

- 一使丁規則
- 二請負郡村の地名又ハ里數
- 三普通書簡の書讀

第十八條 實決の刑に處せられたる者及ハ身代限の處分を受た來た辨償カネをを終らざる者ハ使丁取締又ハ使丁たることを許さず

治罪法實施ハ付ての大審院其他各裁判所公廷取締の使用ハ供するハ其院長所長の照會ハ應し一名又ハ數名の巡查爲相詰又拘留被告人審問中ハ其護送の巡查或ハ押丁をして守卒として公廷入り看護せしむへし此旨相達候事(太政官第八十六號達よかふる)

第四章 裁判管轄

治罪法第四十條ハ犯罪の地を以て裁判管轄と規定シ有之候處當分の内犯罪の地分明ある被告人ハ雖も管轄裁判所より囑託ありたる時ハ其被告人逮捕の地の裁判所之を管轄トシ(太政官第四十六號布告第二項よかふる)

刑法治罪法中違警罪裁判所の儀ハ當分三府五港の市區を除くの外府縣警察署又ハ警察分署よて裁判可致候條此旨布告候事(太政官第四十八號布告よふる)

各裁判所の位置及ハ管轄の區畫別表の通改正  
明治十五年一月一日より施行候條  
此旨布告候事(太政官第五十三號布告よふる)

裁判所の位置及び管轄の區別		控訴	始審	治安	府縣	國名	區	郡	名
大	東	東	東	日本橋區	日本橋區	日本橋區	京橋區の内		日本橋區 京橋區の内
京	東	東	東	京橋區	京橋區	京橋區	下谷區		下谷區 神田區の内 北豊島の内
	東	東	東	下谷區	下谷區	下谷區	淺草區		淺草區 本所區の内 南足立南葛飾の内 北豊島の内
	東	東	東	日本橋區	日本橋區	日本橋區	麴町區		麴町區 神田區の内 牛込區 南豊島の内
	東	東	東	芝區	芝區	芝區	四谷區		四谷區 赤坂區 東多摩南豊島の内 荏原の内
	東	東	東	本郷區	本郷區	本郷區	芝區の内		芝區の内 麻布區 荏原の内 南豊島の内
	東	東	東	本所區	本所區	本所區	本郷區		本郷區 小石川區 神田區の内 北豊島の内
	東	東	東				本所區の内		本所區の内 深川區 南葛飾の内







大坂										
園部		大坂中			京都			相川	高田	
福知山	園部	天王寺	本島	伏見	下京	上京	相川	糸魚川	高田	六日市
京都府丹波		大坂府			京都府山城			新潟縣佐渡	新潟縣越後	
河内		攝津	河内	攝津	山城			佐渡	越後	
天田何鹿		船井南桑田		河内		讃良	東區南區の内 北區の内 西成の内 東成の内 島上島下 能勢 豊島		西區北區の内 西成の内	乙訓 紀伊 久世 相樂 綴喜 宇治の内
		南區の内 西成の内 東成の内 伴言 茨田 交野		河内		高安 志紀の内		西頸城	東頸城	中頸城
						全國三郡		上京區 愛宕の内 葛野の内		下京區 愛宕の内 葛野の内 宇治の内

所判										
長岡		新發田		新潟		上田		長野		松本
長岡	村上新發田	新潟	新潟	岩村田	上田	飯山	長野	福島	大町	飯田
新潟縣越後		新潟縣越後		長野縣信濃		長野縣信濃				長野縣信濃
刈羽の内		古志 北魚沼 三島 刈羽の内		北蒲原		南佐久		小縣 埴科の内 更級の内		下高井 上水内の内 下水内
		岩船		新潟區 西蒲原 中蒲原 南蒲原		北佐久		埴科の内 上高井 更級の内		西筑摩の内
								東筑摩の内 南安曇の内		上伊奈の内 諏訪
										上伊奈の内 下伊奈 西筑摩の内



判 裁																	
堺	七尾	富山	金澤	福井	彦根												
堺	輪尾	魚津	高岡	大野	敦賀	彦根											
大坂府	石川縣能登	石川縣越中	石川縣加賀	福井縣越前	福井縣	滋賀縣											
河内	和泉	能登	越中	加賀	越前	近江											
八上	大縣安宿志紀の内丹北丹南	堺區全國四郡	珠洲鳳至	鹿島羽咋	下新川	庄川以東	上新川	射水の内礪波の内庄川以西	能美江沼	金澤區河北石川	大野	南條今立丹生吉田坂井足羽	三方敦賀	神崎愛智犬上坂田伊香	東	西	淺井

十三

訴 控																					
大津	津山	岡山	洲本	豐岡	姫路	神戶	宮津														
小	大	津	高	玉	岡	洲	豐	姫	神												
濱	津	山	梁	島	山	本	岡	路	篠	明	神	宮	津	宮	津	京	都	府	丹	後	
濱	滋賀縣	岡山縣		岡山縣		兵庫縣	兵庫縣	兵庫縣		兵庫縣											
吉	近	美	備	備	備	淡	但	播	丹	播	攝	丹	津	後							
次	江	作	中	中	前	路	馬	磨	波	磨	津	後									
遠	滋賀野洲甲賀栗太蒲生高島	全國十二郡	上房阿賀哲多川上	小田後月下道窪屋淺口	岡山區全國八郡	全國二郡	全國八郡	多可加西印南神東神西節東節西佐用宗粟揖東揖西赤穂	多紀水上	明石美濃加東加古	神戸區八部菟原武庫川邊有馬	全國五郡									

十二











控 城 宮										所
平	白	福	仙							宮
平	川	島	臺							崎
平	白	中	福	大	石	古	仙	延	都	宮
	川	村	島	河	卷	川	臺	岡	城	崎
福	福	福	宮							鹿
島	島	島	城							兒
縣	縣	縣	縣							島
磐	岩	磐	磐	岩	岩	陸	陸	日		
城	代	城	城	代	代	前	前	向		
磐	岩	磐	磐	伊	刈	柴	桃	志	仙	日
前	瀨	宇	田	達	田	田	生	田	臺	崎
磐	安	多	村	の	伊	伊	牡	加	區	兒
城	積	行	の	内	達	伊	鹿	美	宮	湯
櫛	の	方	内		の	達	登	玉	城	諸
葉	内				内	米	米	造	名	縣
田					内	本	本	栗	取	の
標					内	吉	吉	原	黒	内
葉					内	遠	遠		川	
田					内	田	田			
村					内					
の					内					
内					内					

判 裁 訴									
鹿	天	熊	中						
兒	草	本	津						
島	天	八	山	熊	豆	中	杵	竹	
大	草	代	鹿	本	田	津	築	田	
島	引	吉	兒	本	田	津	築	田	
鹿	熊	熊	大						
兒	本	本	分						
島	縣	縣	縣						
縣	肥	肥	豐						
縣	後	後	後						
大	薩	薩	豐						
隅	摩	摩	前						
大	隅	隅	後						
隅	大	大	後						
大	薩	薩	豐						
島	高	高	後						
大	城	城	後						
島	伊	伊	後						
大	佐	佐	後						
島	額	額	後						
大	島	島	後						
島	日	日	後						
大	置	置	後						
島	の	の	後						
大	内	内	後						
島	諸	諸	後						
大	縣	縣	後						
島	の	の	後						
大	内	内	後						
島	那	那	後						
大	珂	珂	後						
島	の	の	後						
大	内	内	後						
島	諸	諸	後						
大	縣	縣	後						
島	の	の	後						
大	内	内	後						
島	那	那	後						
大	珂	珂	後						
島	の	の	後						
大	内	内	後						
島	諸	諸	後						
大	縣	縣	後						
島	の	の	後						
大	内	内	後						
島	那	那	後						
大	珂	珂	後						
島	の	の	後						
大	内	内	後						
島	諸	諸	後						
大	縣	縣	後						
島	の	の	後						
大	内	内	後						
島	那	那	後						
大	珂	珂	後						
島	の	の	後						
大	内	内	後						
島	諸	諸	後						
大	縣	縣	後						
島	の	の	後						
大	内	内	後						
島	那	那	後						
大	珂	珂	後						
島	の	の	後						
大	内	内	後						
島	諸	諸	後						
大	縣	縣	後						
島	の	の	後						
大	内	内	後						
島	那	那	後						
大	珂	珂	後						
島	の	の	後						
大	内	内	後						
島	諸	諸	後						
大	縣	縣	後						
島	の	の	後						
大	内	内	後						
島	那	那	後						
大	珂	珂	後						
島	の	の	後						
大	内	内	後						
島	諸	諸	後						
大	縣	縣	後						
島	の	の	後						
大	内	内	後						
島	那	那	後						
大	珂	珂	後						
島	の	の	後						
大	内	内	後						
島	諸	諸	後						
大	縣	縣	後						
島	の	の	後						
大	内	内	後						
島	那	那	後						
大	珂	珂	後						
島	の	の	後						
大	内	内	後						
島	諸	諸	後						
大	縣	縣	後						
島	の	の	後						
大	内	内	後						
島	那	那	後						
大	珂	珂	後						
島	の	の	後						
大	内	内	後						
島	諸	諸	後						
大	縣	縣	後						
島	の	の	後						
大	内	内	後						
島	那	那	後						
大	珂	珂	後						
島	の	の	後						
大	内	内	後						
島	諸	諸	後						
大	縣	縣	後						
島	の	の	後						
大	内	内	後						
島	那	那	後						
大	珂	珂	後						
島	の	の	後						
大	内	内	後						
島	諸	諸	後						
大	縣	縣	後						
島	の	の	後						
大	内	内	後						
島	那	那	後						
大	珂	珂	後						
島	の	の	後						
大	内	内	後						
島	諸	諸	後						
大	縣	縣	後						
島	の	の	後						
大	内	内	後						
島	那	那	後						
大	珂	珂	後						
島	の	の	後						
大	内	内	後						
島	諸	諸	後						
大	縣	縣	後						
島	の	の	後						
大	内	内	後						
島	那	那	後						
大	珂	珂	後						
島	の	の	後						
大	内	内	後						
島	諸	諸	後						
大	縣	縣	後						
島	の	の	後						
大	内	内	後						
島	那	那	後						
大	珂	珂	後						
島	の	の	後						
大	内	内	後						
島	諸	諸	後						
大	縣	縣	後						
島	の	の	後						
大	内	内	後						
島	那	那	後						
大	珂	珂	後						
島	の	の	後						
大	内	内	後						
島	諸	諸	後						
大	縣	縣	後						
島	の	の	後						
大	内	内	後						
島	那	那	後						
大	珂	珂	後						
島	の	の	後						
大	内	内	後						
島	諸	諸	後						
大	縣	縣	後						
島	の	の	後						
大	内	内	後						
島	那	那	後						
大	珂	珂	後						
島	の	の	後						
大	内	内	後						
島	諸	諸	後						
大	縣	縣	後						
島	の	の	後						
大	内	内	後						
島	那	那	後						
大	珂	珂	後						
島	の	の	後						
大	内	内	後						
島	諸	諸	後						
大	縣	縣	後						
島	の	の	後						
大	内	内	後						
島	那	那	後						
大	珂	珂	後						
島	の	の	後						
大	内	内	後						
島	諸	諸	後						
大	縣	縣	後						
島	の	の	後						
大	内	内	後						
島	那	那	後						
大	珂	珂	後						
島	の	の	後						
大	内	内	後						
島	諸	諸	後						
大	縣	縣	後						
島	の	の	後						
大	内	内	後						
島	那	那	後						
大	珂	珂	後						
島	の	の	後						
大	内	内	後						
島	諸	諸	後						
大	縣	縣	後						
島	の	の	後						
大	内	内	後						
島	那	那	後						
大	珂	珂	後						
島	の	の	後						
大	内	内	後						
島	諸	諸	後						
大	縣	縣	後						
島	の	の	後						
大	内	内	後						
島	那	那	後						
大	珂	珂	後						
島	の	の	後						
大	内	内	後						
島	諸	諸	後						
大	縣	縣	後						
島	の	の	後						
大	内	内	後						
島	那	那	後						







り施行候條此旨布告候事(太政官第五十七號布告にかゝる)

裁判所順次別紙の通相定候條此旨相達候事(司法省丁第十六號達にかゝる)

裁判所順次

大審院

控訴裁判所

東京 大坂 長崎 函館 名古屋 宮城 廣島

始審裁判所

東京 横濱 新潟 浦和 千葉 熊谷 土浦 木更津 枋木 宇都宮 前橋 水戸 甲府

静岡 上田 長野 高田 濱松 松本 長岡 新發田 和川

以上東京控訴裁判所管内

京都 大坂 神戸 堺 奈良 和歌山 姫路 大津 園部 彦根 宮津 洲本 田邊

徳島 岡山 豊岡 津山 脇町 高松 福井 金澤 富山 七尾 高知 松山 中村

宇和島

以上大坂控訴裁判所管内

長崎 佐賀 平戸 福岡 熊本 福江 中津 大分 天草 巖原 鹿兒島 宮崎

以上長崎控訴裁判所管内

函館 弘前 八戸

以上函館控訴裁判所管内

名古屋 岐阜 岡崎 安濃津 山田 高山

以上名古屋控訴裁判所管内

仙臺 磐井 福島 米澤 若松 山形 盛岡 白川 平 大曲 秋田 酒田

以上宮城控訴裁判所管内

廣島 尾道 山口 濱田 松江 米子 鳥取 西郷

以上廣島控訴裁判所管内

治安裁判所

治安裁判所は於て輕罪裁判所を開く時ハ當分の内其所在の地警部をして檢事の職務を代理せしむ

右奉 勅旨布告候事(太政大臣司法卿連署第七十一號布告にかゝる)

本年(十月)第五十三號布告裁判所名稱ハ區劃表始審の行中相川豊岡洲本田邊脇町高山西郷平戸福江巖原天草大曲八戸の名稱ハ削除シ其管轄ハ相川を新編又豊岡を姫路又洲本を神戸又田邊を和歌山又脇町を徳島又高山を岐阜又西郷を松江又平戸福江巖原又長崎又天草を熊本又大曲を秋田又八戸を弘前又合併ス

右奉・勅旨布告候事(太政大臣司法卿連署第七十八號布告にかゝる)

本年(十月)第五十四號を以て輕罪として豫審を要せざるものハ限り治安裁判所は於て輕罪裁判所を開くを得べき旨布告候處當分の内相川豊岡洲本田邊脇町高山西郷平戸福江巖原天草大曲八戸の各治安裁判所は於て輕罪裁判所を開き總ての輕罪を裁判することを得



但本文の場合に於て訟廷内治罪の手續等ハ本年第五十四號布告但書の通たるべし  
右奉 勅旨布告候事(太政大臣司法卿連署第七十七號布告に係る)  
重罪裁判所管轄區劃別紙の通相定め明治十五年一月一日より之を施行す  
但治罪法第七十二條に從ひ管内便宜の裁判所は於て一ヶ所又ハ數ヶ所開應すべし  
右奉 勅旨布告候事(太政大臣司法卿連署第七十八號布告に係る)

重罪裁判所管轄

東京重罪裁判所管轄

東京始審裁判所管轄の地方

神奈川重罪裁判所管轄

横濱始審裁判所管轄の地方

新潟重罪裁判所管轄

新潟、高田、長岡、新發田始審裁判所

埼玉重罪裁判所管轄

浦和、熊谷始審裁判所管轄の地方

千葉重罪裁判所管轄

千葉、水更津、始審裁判所管轄の地方

栃木重罪裁判所管轄

栃木、宇都宮始審裁判所管轄の地方

群馬重罪裁判所管轄

前橋始審裁判所管轄の地方

茨城重罪裁判所管轄

水戸、土浦始審裁判所管轄の地方

山梨重罪裁判所管轄

甲府始審裁判所管轄の地方

静岡重罪裁判所管轄

静岡、濱松始審裁判所管轄の地方

長野重罪裁判所管轄

松本、長野、上田始審裁判所管轄の地方

大坂重罪裁判所管轄

大坂、堺、奈良始審裁判所管轄の地方

京都重罪裁判所管轄

京都、園部、宮津始審裁判所管轄の地方

兵庫重罪裁判所管轄

神戸、姫路始審裁判所管轄の地方

和歌山重罪裁判所管轄



和歌山始審裁判所管轄の地方

滋賀重罪裁判所管轄

大津、彦根始審裁判所管轄の地方

徳島重罪裁判所管轄

徳島始審裁判所管轄の地方

岡山重罪裁判所管轄

岡山、津山始審裁判所管轄の地方

福井重罪裁判所管轄

福井始審裁判所管轄の地方

石川重罪裁判所管轄

金澤、富山、七尾始審裁判所管轄の地方

高知重罪裁判所管轄

高知、中村始審裁判所管轄の地方

愛媛重罪裁判所管轄

松山、高松、宇和島始審裁判所管轄の地方

長崎重罪裁判所管轄

長崎、佐賀始審裁判所管轄の地方

福島重罪裁判所管轄

福島始審裁判所管轄の地方

熊本重罪裁判所管轄

熊本始審裁判所管轄の地方

大分重罪裁判所管轄

大分、中津始審裁判所管轄の地方

鹿児島重罪裁判所管轄

鹿児島、宮崎始審裁判所管轄の地方

沖縄縣管轄の地方

函館裁判所管轄

函館始審裁判所管轄の地方

開拓使(札幌根室)本廳管轄の地方

青森重罪裁判所管轄

弘前始審裁判所管轄の地方

愛知重罪裁判所管轄

名古屋、岡崎始審裁判所管轄の地方

岐阜重罪裁判所管轄

岐阜始審裁判所管轄の地方

三重重罪裁判所管轄



安濃津、山田始審裁判所管轄の地方

宮城重罪裁判所管轄

仙臺始審裁判所管轄の地方

福島重罪裁判所管轄

福島、若松、平、白川始審裁判所管轄の地方

岩手重罪裁判所管轄

盛岡、盤井始審裁判所管轄の地方

山形重罪裁判所管轄

山形、米澤、酒田始審裁判所管轄の地方

秋田重罪裁判所管轄

秋田始審裁判所管轄の地方

廣島重罪裁判所管轄

廣島、尾道始審裁判所管轄の地方

山口重罪裁判所管轄

山口始審裁判所管轄の地方

島根重罪裁判所管轄

松江、濱田始審裁判所管轄の地方

鳥取重罪裁判所管轄

鳥取、米子始審裁判所管轄の地方

各裁判所の位置及管轄區畫の儀本年(十月)第五十三號を以て布告候處北海道(函館始審裁判所管内を除く)并み沖繩縣の儀の當分従前の通其所轄の官廳より於て裁判し治罪の手續も便宜の取計を爲すべし

但控訴の儀北海道の函館控訴裁判所沖繩縣の長崎控訴裁判所の管轄に屬すとす  
右奉 勅旨布告候事(太政大臣司法卿連署第七十九號布告に係る)

本年(九月)第四十八號布告左の通改正す

違警罪の儀の本年第三十六號布告に依り明治十五年一月一日より治安裁判所に於て裁判すへき處當分の内府縣警察署及び其分署に於て裁判せしむ可し

右奉 勅旨布告候事(太政大臣司法卿連署第八十號布告に係る)

本年(十月)第五十三號布告と以て各裁判所の位置及び管轄の區劃改正候に付て従前布告布達中上等級裁判所とあるの控訴裁判所地方裁判所とあるの始審裁判所區裁判所とあるの治安裁判所と改まり候儀と心得べし

右布達候事(太政大臣司法卿連署第二號布達に於ける)

治安裁判所及び始審裁判所の權限左の通制定す

右奉 勅旨布告候事(太政大臣司法卿連署第八十三號布告に於ける)

第一條 治安裁判所の控訴事件を勸解す但諸官廳に對する事件及び商事に係り急速を要する事件の勸解するの限に在らし



第二條 治安裁判所の請求トモの金額及び價額百圓未満の訴訟ニ付始審の裁判を爲す

第三條 治安裁判所の人事トモ其他金額見積可からざるものを裁判せると得ず

第四條 始審裁判所の請求の金額及び價額百圓以上並ニ第三條に掲ぐたる治安裁判所權外の訴訟ニ付始審の裁判を爲す

第五條 始審裁判所の其管轄地内の治安裁判所の始審裁判ニ對する控訴ニ付終審の裁判を爲す

但控訴の手續ハ明治十年第十九號布告控訴手續ニ照準せし

第五章 商船内犯罪取扱

商船内犯罪取扱規則別紙の通制定す

右奉 勅旨布告候事(太政大臣農商務卿司法卿署名第六十五號布告かゝる)

商船内犯罪取扱規則

第一條 何人たゞとも商船内ニ於て重罪輕罪あることを認知シ又ハ重罪輕罪ニ因リ損害を受けたる者と船長カシラハ告訴告發を爲すことを得

第二條 船長告訴告發を受けたる時又ハ重罪輕罪の現行犯ガシラハあることを知りたる時ハ其事件ニ付假令訊問檢證トモ該船ノ處分を爲し且證據及ビ事實參考ト爲るヘキ事物ヲ集取ツルニ調書を作るヘシ但調書を作ると能ハラス時ハ第三條ニ記載シテ官吏ニ其申立ヲ爲スベシ  
前項ハ其の場合ニ於てハ立會人二名以上あるを要ス

第三條 船長の證據及び事實參考と爲るヘキ事物を取纏め被告人ト共ニ該船ヲ碇泊シ又ハ着港ニシテ其地の檢事又ハ司法警察官ニ引渡すヘシ若ハ外國の港埠トモ着たる時ハ其地駐劄トモの領事トモ之を引渡すヘシ

第六章 陪席判事並補充判事

治罪法第七十三條第二項ニ陪席判事四名と有之候へとも當分の内二名と相定候事(太政官第四十六號布告第三項よりくる)

治罪法第七十三條末文ニ陪席判事第七十九條第二項補充判事の儀當分其裁判所又ハ院長の臨時指定せしむる所ニ任シ候條此旨布告候事(太政官第五十五號布告かゝる)

第七章 准現行犯

治罪法第一百條ニ准現行犯の場合列記シテ有之候處其舉動ハ犯人ト思料ハカリスヘキ者ある時ハ當分の内現行犯ニ准シテ處分ヲシテ之を得(太政官第四十六號布告第四項よりくる)

第八章 檢察官起訴之變則

刑法治罪法實施法ニシテの儀布告候ニ付テハ當分の内輕罪ニシテ檢察官ニ於テ豫審を要せずと見込むものニ限り始審裁判所々在の地を除くの外治安裁判所ニ於テ輕罪裁判所を開キ其裁判ヲ爲スことを得ヘシ此旨布告候事(太政官第五十四號布告かゝる)

但本文の場合ニ於テ認廷内 治罪の手續ハ便宜可取計且其手續上ニ付テハ上訴を許ス

第九章 令狀并諸書式



治罪法第百三十三條第三項は家宅搜索イハスモホサの制限アリ有之候へとも芝居人寄席飲食店湯屋遊船宿待合茶屋の類ハ日出前ハ日出後アリト雖モ其營業を爲す時間又旅籠屋貸座敷ハ日出前日没後ハ拘ハラズ搜索致シ苦一からモ太政官第四十六號布告第五項よかハる

治罪法第二百五條第一項但書ハ司法警察官ハ令狀を發せしむる旨記載有之候とも當分の内現行犯の場合ハ限り令狀を發シ苦一からモ太政官第四十六號布告第七項よかハる

治罪法中豫審判事勾引狀ハ發一勾引せしめたる被告人ハ時宜トキハ依リ其訊問期限四十八時間ハ在る夜間ハ限り裁判所又ハ最寄警察署留置場ハ入置クヘシ此旨布告候事

(太政官第五十九號布告ハる)

新法實施後ハ既決囚ノ逃走ハる者に對シ發せしむる刑法第六十二條の令狀ハ總て其刑の執行ヲ爲す地の始審裁判所檢事より發する儀ト可心得此旨相達候事司法省丙第二十八號達よかハる)

書式

治罪法中ハ掲けたる送達書呼出狀召喚狀勾引狀留置狀收監狀及宣誓書式別紙の通り相定條條右ハ照準シテ可一此旨相達候事(司法省丁第二十八號達よかハる)

用紙美濃の類 輪廓寸法凡 竪七寸五分 横五寸四分 (一) 印朱書

送達書

<p>〔一〕送達トヘキ書名 壹册</p> <p>〔二〕同 壹册</p> <p>右使丁を以て「何府縣下何町又ハ何國何郡何村何番地何某へ」送達セハる者也</p> <p>明治 年 月 日</p> <p>〔何裁判〕 〔所之印〕</p> <p>〔何〕裁判所 書記〔氏名印〕</p>		<p>受取人の署名捺印若ハ能ハる時ハ其事由</p> <p>送達ハる日月時</p> <p>送達ハる場所</p> <p>親屬雇人若クハ戸長ハ書類を渡シたる時ハ其事由</p> <p>右致送達候也 使丁〔氏名印〕</p>
---	--	--

割印

此を中斷して一葉を受取人へ渡一葉を書記局へ還納セハシ



呼出状

此呼出状の出頭の節  
書記局へ差出せし

〔住所身分職業〕

〔氏名〕

右〔云々〕の事件に付証人として相尋る儀  
有之來ル〔何月日時何〕所より出頭可致者也  
但同日出頭せざるは於てハ罰金を言渡  
し且勾引状と發せるとある可

明治 年 月 日

〔何裁判所〕

〔何〕裁判所

豫審判事 〔氏名印〕

書記 〔氏名印〕

割印

受取人の署名捺印若し能はざる時の其事  
送達したる月日時  
送達したる場所  
親屬雇人若くハ戸長に渡りたる時の其事

右之通取扱候也

明治 年 月 日

使丁 〔氏名印〕

是を中斷して一葉を受取人へ渡し  
一葉を書記局へ還納せし

召喚状

〔住所身分職業〕

〔氏名〕

右〔云々〕の事件に付訊問の筋有之〔何月日時〕當裁判所より出頭可致者也

明治 年 月 日

〔何裁判所〕

〔何〕裁判所

豫審判事 〔氏名印〕

書記 〔氏名印〕

割印

受取人の署名捺印若し能はざる時の其事  
送達したる月日時  
送達したる場所  
親屬雇人若くハ戸長に渡りたる時の其事

右之通取扱候也

明治 年 月 日

使丁 〔氏名印〕

是を中斷して一葉を受取人へ渡し  
一葉を書記局へ還納す可



〔檢事官印〕 勾 引 狀

〔住所身分職業〕

〔氏 名〕

〔若し氏名分明ならざる  
ときは容貌体格等〕

右〔云々〕の事件は付訊問の筋有之當裁判  
所へ勾引可き者也  
但本人潜匿したる時ハ家宅を搜索す可

〔何裁判〕

明治 年 月 日

〔所之印〕

〔何〕裁判所

豫審判事

〔氏 名 印〕

書記

〔氏 名 印〕

割印

是を中斷して一葉を受取人へ渡し  
一葉を書記局へ還納せし

勾引したる被告  
人の署名捺印若  
し能はざる時ハ  
其事由  
執行したる月日  
時  
執行したる場所  
執行の手續  
家宅搜索を爲し  
たる時ハ其由  
勾引するに能は  
ざる時ハ其事由

〔被告人ハ正本を示し謄本を  
下付せ〕

右之通取扱候也

明治 年 月 日

〔巡查又ハ憲兵氏名印〕

〔檢事官印〕 勾 留 狀

〔住所身分職業〕

〔氏 名〕

〔若し氏名分明ならざる  
ときは容貌体格等〕

右〔云々〕の件は付治罪法第百二十六條の  
規則に従ひ〔何所〕監倉に勾留可き者也  
但本人潜匿したる時ハ家宅を搜索す可

〔何裁判〕

明治 年 月 日

〔所之印〕

〔何〕裁判所

豫審判事

〔氏 名 印〕

書記

〔氏 名 印〕

割印

是を中斷して一葉を受取人へ渡し  
一葉を書記局へ還納せし

勾留したる被告  
人の署名捺印若  
し能はざる時ハ  
其事由  
執行したる月日  
時  
執行したる場所  
執行の手續  
家宅搜索を爲し  
たる時ハ其由  
勾留するに能は  
ざる時ハ其事由

〔被告人ハ正本を示し謄本を  
下付せ〕

右之通取扱候也

明治 年 月 日

〔巡查又ハ憲兵氏名印〕



(檢事官印) 收 監 狀

(住所身分職業) ○未遂犯又付減等○ (氏 名) 未丁年又付減等 (氏 名) 自首又付減等○再犯又付加重○ (若一氏名分明あらざるときは容貌体格等) 右(云々)の事件は付取調を爲したる處本 罪刑法第(何)條に該る可き者と思量を依 て檢事の意見を聽き(何所)監倉又收監そ 可き者也 但本人潜匿したる時の家宅と搜索そ可 し		收監したる被 告人の署名捺 印若し能はざ る時の其事由 執行する月 日時 執行する場 所 執行の手續 (被告人は正本と示し謄本を下 付す)
明治 年 月 日 (何)裁判 所之印	家宅搜索を爲し たる時の其由 收監するに能 はざる時の其 事由	右之通取扱候也 明治 年 月 日 (巡查又ハ憲兵氏名印)

割印

是を中斷して一葉を受取人へ渡し一葉を書記局へ還納を可し

宣 誓 書

明 治 年 月 日

追 加

治罪法第三百八十一條第一項お若し辯護人あくして辯論を爲きたる時の刑の言渡の効  
 力あるへいと有之候得共其裁判所々屬の代理人無之場所於ては當分の内辯護人を用  
 ひざるも其刑の言渡無効の限りは在らず

右奉 勅旨布告候事(太政大臣司法卿連署十五年第一號布告に係る)

第十章 檢証及び物件差押

司法官吏より巡查及び兵員を要求使用し得るに左の手續に従ふへし此旨相達候事(太政官第八十二號達にかゝる)

第一條 裁判官檢察官及ヒ司法警察官治罪法に從ひ檢証及び物件差押其他職務を行ふに當り必要ある時ハ警察署又ハ憲兵屯營又ハ照會して巡查又ハ憲兵卒を使用するを得

但時機緊急キキムヤある時ハ直ち之と使用することを得

第二條 前條の場合に於て事緊急キキムヤハ重要キキムヤハ涉る時の直ちハ鎖鑿又ハ分營又ハ照會して兵力ハハモリヲ要求することを得

治罪法實施の上ハ豫審判事檢証及ヒ物件差押の事件ハ付急速を要する場合直ちハ巡查と同行し又ハ所在の巡查を使用する儀も可有之候條豫め可達置此旨相達候事(司法省丙  
 長十五號達にかゝる)



第十一章 臨檢並訊問囑託

治罪法第六十八條第七十二條に於て治安判事ヲ囑託スルことを許シたる處分の當分の内其地の司法警察官亦モ囑託することを得(太政官第四十六號布告第六項よかふる)

第十二章 責付

刑事裁判所に於て被告人を責付するに左の手續に從ふへ一此旨布告候事(太政官第四十七號布告よかふる)

第一條 被告人を責付するに親屬又ハ故舊ヨリより何時ても呼出ス應一出廷せしむべきの證書を其裁判所書記局に差出さしむへ一

第二條 責付中被告人を呼出すべきの出廷より二十四時前其通知を爲すへ一

第三條 被告人呼出を受け正當の事由あるに於て出廷せざる時の檢事の意見ヲ聽き責付ヲ取消すへ一

第十三章 代言人

大審院諸裁判所々屬代言人規則別紙之通相定候條此旨布達候事(司法省甲第八號布達よかふる) 所屬代言人規則

第一條 治罪法中所屬代言人と稱するに大審院及び各裁判所々在の地に住居する免許代言人を云ふ

第二條 裁判官の職權を以て選任せしめたる代言人辯護人の正當の事由を證明スルことを得しむるに之を辭することを得し

第三條 代言又ハ辯護受任中代言免許滿期に至り引續き營業せず又ハ廢業せしむるに該事件に終結シ至るまで其代言辯護を擔當スルを許す

第四條 代言又ハ辯護受人中他の訴訟事件を以て其任を關くとす

第五條 裁判官の職權を以て代言人辯護人と選任したる場合に於ても其謝金の被告人之を擔當すへ一 總て謝金を付ての出訴をすることを許す

第十四章 裁判官渡書ノ謄本拔書

治罪法第三百十五條裁判官渡書の謄本又ハ其拔書を求むる者の其用紙一枚金三錢の費用を上納する儀と可心得此旨布達候事(司法省甲第七號布達よかふる)

本年(本月)甲第七號布達裁判官渡書の謄本又ハ拔書を求むる者代價の儀無資力カラナシ一として上納する能ざる者に限り無代價にて下渡すも不苦儀と可心得此旨相達候事(司法省丁第三十一號達よかふる)

第十五章 違警罪に關する變則

違警罪の審判に關する一切の手續に治罪法に從ふへしと雖も實際に已むを得ざる場合に於て當分の内便宜取計ひ其裁判官渡書を付ての上訴を許す此旨布告候事(太政官第四十四號布告よかふる)

密賣淫の儀に刑法第四百二十五條第十項に明文有之候へとも當分の内其取締懲罰の從前の通東京の警視廳其他の地方官へ委任す



右奉 勅旨布告候事(太政大臣司法卿署名第六十四號布告よかゝる)

第十六章 控訴上告費用豫納

公訴私訴又係る控訴上告及び證人呼出費用等の儀當分左の通相定候條此旨布告候事(太政官第四十五號布告よかゝる)

刑事裁判所の裁判言渡に對し訴訟關係人より控訴又の上告を爲す者ある時の原審裁判所は於て其訴訟費用の金額を算定せしめて之を豫納せしむべし若し豫納すること能はざる時の控訴又の上告を爲すと許さざる豫審又の公判に付證人を呼出さんと請ふ者ある時の裁判所は於て其旅費日當等の金額を算定して之を豫納せしむ

若し被告人旅費日當を豫納するの資力なき時治罪法第七十條の制限に従ひ裁判所は於て其費用と立替置へし

治罪法第四百六十二條第二項罰金料裁判費用及沒收物品の徴收の書記局は於て擔當せし會計主任へ引渡を儀と可心得此旨相達候事(司法省丁第二十五號達よかゝる)

第十七章 無能力者代人。民事擔當人

治罪法は於て無能力者法律に定めたる代人及び民事擔當人と稱する者左の通

右奉 勅旨布告候事(太政大臣司法卿署名第七十三號布告よかゝる)

無能力者

- 一 未丁年者
- 二 妻たる者
- 三 白痴癡癪人の保管者
- 四 治産の禁を受けたる者

法律に定めたる代人

- 一 未丁年者の父若くは母又の親屬後見人
- 二 夫たる者
- 三 白痴癡癪人の保管者
- 四 治産の禁を受けたる者の財産管理人

民事擔當人

- 一 未丁年者の父若くは母又の同居の親屬よして監督を爲す者
- 二 夫たる者
- 三 白痴癡癪人の保管者
- 四 雇主

但雇主其雇主の命しるる事件を行ふ時

第十八章 變則雜輯

治罪法中刑事の控訴に關する條件の當分の内實施せしむる右奉 勅旨布告候事(太政大臣司法卿署名第七十四號布告よ係る)

大審院各裁判所に於て明治十四年十二月三十一日以前に審理せしむ着手せし刑事の十五



月一日以後いごと雖も治罪法ちざいほうに拘くわへらるる仍なほ前ぜんの規則きぎに從したがひ處分しょぶんをべし  
右奉 勅旨ちくし布告ふこ候事こうじ（大政大臣だいせいだいじん同法卿どうほうせい連署れんじ第八十二號だひじふにごう布告ふこに係る）



傍  
訓  
監  
獄  
則



# 監獄則略解

## 監獄則略解

### 第一編

#### 第一章 汎則

第一條 監獄を別て左の六種と爲す

- 一留置場 裁判所及び警察署に屬するものにして未決者を一時留置するの所とす  
但時宜により勾留の刑に處せられたる者を拘留することを得○二監倉 未決者を拘留するの所とす○三懲治場 懲治人を懲治するの所とす○四拘留場 拘留に處せられたる者を拘留するの所とす○五懲役場 懲役の刑及び禁錮の刑に處せられたる者と拘禁するの所とす○六在りし 徒刑流刑及び禁錮の刑に處せられたる者を集治するの處とす○北海道に在る本監に徒刑流刑に處せられたる者を集治する
- 第二條 監獄の内務卿の管轄に屬す但陸海軍の管轄に屬するものハ此限に在らず
- 第三條 集治監の内務卿之を直轄を留置場監倉懲治場拘留場懲役場ハ警視總監又ハ府知事(東京府を除く)縣令之を管理す
- 第四條 此獄則ハ陸海軍の懲罰を以て處すべきものは適用することを得
- 第五條 内務卿ハ毎年其所屬官吏をして各監獄を巡閱せしむへし○警視總監府知事縣令ハ毎年三四次所轄の監獄を巡閱すへし○裁判官檢察官ハ時々其裁判所屬する監倉を巡閱すへし○府縣會議員ハ臨時其府縣監獄を巡閱することを得



第六條 在監人と稱するの未決已決の者及び第十九條第三十條に關聯したる者を云ふ  
第七條 在監人より司獄官吏の處置に對し若し情若を訴へんとするときは第五條第一  
項第二項に記載したる官吏巡閱の際封書又は口述を以て申告することを得

第二章 監署の規程

第八條 司獄官は在監人を管束するの一に和平を秉 罰例に照して犯罪者を決責する  
の外常に責罰するを得

第九條 司獄官守長は日夜不時に監の内外を視察し或の物件を本閱し其他囚徒の做  
情を生し形等無らしむるを得

第十條 新に入監する者あるときは典獄先づ拘引狀拘留狀收監狀又ハ處刑宣告書等の  
文書を査閲して之を領し其領收の證を引致し來たる者又交付す其文書を若くして引致  
せられたる者を入監するを得す○未決者の中共犯人あるときは其監房を別異し談話  
通譯を禁じ法庭に引致の時も同往せしむるを得す○已決囚は第十六條に記載したる  
差別に従ひ其監房を別異す

第十一條 入檻の婦女乳兒(二歳未満)を携帶せんと請ふ者あるときは之を許す

第十二條 新に入監する者あるときは名籍の標本に照し其要項を詳録し一小房内に  
於て通譯を搜檢し利器其他の物件を夾帶するを拒くし懲治人の監舎に入るときも  
亦同じ

第十三條 總て監房に入る物品の典獄一々之を精檢し其危険の虞あるもの一切之  
を禁すへし

第十四條 總て入監人の携有する財貨物件の悉く點檢して其名數を簿冊に記載し典獄  
一々證印して之を領置し釋放の時還付すへし但點檢の際隱匿せし貨物没収を若し  
其領置の貨物を以て親屬を扶助し其他正當の費用を充んとするときは之を許す

第十五條 在監人書籍を見んと請ふときは新聞紙及び時事の論説を記載するものを除  
き修身又ハ營業に必要あるもののみを許すへし

第十六條 已決囚の各刑名に従て其監房を別異し又其中に就て左に記載したる者を  
別異す○一 十六歳未満の者と満十六歳以上の者○二 満十六歳以上二十歳未満の  
者

第十七條 要犯疑獄に係る者を拘禁する未決監に於て其氏名を呼ばず番號を以て之  
に換ふへし但着衣の外襟に白布を縫着し其番號を墨書し監房を出入する毎に白布を  
以て覆面し管眼の處に小孔を穿ち其犯者をして其拘禁の身たるを窺探するを得ざ  
らしむ

第十八條 放恣不良の者を懲治場に入れ矯正醫善せしめんと其尊屬親より願出るとき  
ハ第二十條第一項の例に照して處分すへし○矯正醫善の爲め懲治場に入るべき者の  
年齢の滿八歳以上滿二十歳以下を限とす



第十九條 懲治場と稱するの左を記載したる者を云ふ〇一 刑法第七十九條第八十條  
第八十二條に従ひ懲治場に留置する幼年の者及び瘡痍者〇二 尊屬親の情願によつて  
懲治場に入たる者

第二十條 前條第一款に記載したる懲治人は戸長の證票を具するよ非れり入場を許さ  
す但在場の時間の六箇月を一期とし二年に過るを得ず〇入場を請ひし尊屬親より懲  
治人の行狀を試みる爲め宅舎を帯往せんと請ふとき其情狀に因り之を許すへし

第二十一條 懲治人の左の年齢を從ひ其居房を別異す〇一 十六歳未満の者と満十六  
歳以上の者〇二 満十六歳以上二十歳未満にして再び懲治場に入し者と同上の年齢  
よして初めて入場する者

第二十二條 在監人を他監に移すとき其名籍又は處刑の宣告書其他必用の文書及び  
領置の貨物を具して送致せし其發遣の途中に在ての行狀の押送官吏之を記述して  
典獄に知會すへし〇在監人を裁判所又他監に押送するときは刑具を用ひ男と女を  
別つへし但懲治人は戒具を用ひず

第二十三條 典獄の看守長及び看守をして常に在監人の行狀を録せしめ賞罰を行ふの  
考據となすへし

第二十四條 賞表と與へたるとき賞狀簿に其氏名及び賞詞を記載し視察したるとき  
は之を削除すへし但其賞罰を行ひたる旨を囚徒に示すは第二十六條の例に依るへし

第二十五條 特赦ありたるとき其旨を内務卿に申報すへし  
第二十六條 特赦を受たる者あるとき免役日若くは日曜日の午後に在て他の囚徒を  
集め其旨を聽らしめ仍は之を揭示すへし

第二十七條 假出獄を許されたる者に其證票を與へ警察遞傳を以て其居住せんとす  
る地を押送す可〇監署に領置せし金錢の出獄者も携帶せしめ其金員を録して其  
其地の警察官(治罪法第六十條第二項に記載したる官吏)に送致すへし

第二十八條 假出獄免幽閉を受たる徒刑流刑の者其刑期間の典獄に於て營業の方法を  
指示し其來署を要するとき召換することを得

第二十九條 在監人中能監視を守る者を撰て傳告者誘工者となす〇傳告者の官吏の命  
令に在監人に傳へしめ誘工者は工場に在て服役者を勧誘せしむ但傳告者誘工者の滿  
六箇月以上其用務を繼續せしむるを得ず〇傳告者及び誘工者の私に在監人を使役し  
若しくは凌辱するの所爲あるを許さず

第三十條 刑期満限の後顧るべき所なき者の其情狀に由り監獄中の別房に留め生業を  
營ふしむる事を得

第三十一條 刑期満限の者を解放するは滿期の翌日午前第十時を過へからず  
第三十二條 死刑の執行の午前第十時を過るを得ず其執行中の看守をして嚴に刑場の  
門戸を護らしむへし〇其遺體は死相と驗したる後仍は二分時を過されり埋葬若しく



の下付することを得ず

第三十三條 死刑者又は死亡者有時は其年月日時を記し典獄が本籍の戸長及び近地の親屬若くは故舊は通知すへし其監署に預置したる貨物の親屬に下付す若親屬なき時は遺骸を領取しうる故舊に之を下付す○但死者の身に纏ひたる衣服は此限に在らず○親屬遠地に在る物品を送付するは入費を要するもの其物品を販賣して代價を還付することを得但送費の親屬の自辨とす○若し其物件又は代價を受くべき者なきとき之を沒收す

第三十四條 在監人逃走する者ある時の預置の貨物の前條の例は依て處分すへし但沒收は逃走の日より滿一個年を経るの後是非されし之を處分する事を得○預置の工錢の第五十七條に照して處分すへし

第三十五條 監獄の近邊より發火して罹災の虞あるときは司獄官吏其形勢を量り在監人を他所へ押送し其災を避しむへし○水火風雷其他激甚なる變災は際し在監人を押送するの適なきときは要犯疑獄に係る者を除くの外一時解放するを得

第三章 監獄の構造

第三十六條 留置場監倉懲治場勾留場懲役場は每府縣に置き集治監は適當の地に之を置くものとし○留置場監倉懲治場勾留場懲役場一區畫内に在るもの其牆壁を以て之を區畫すへし

第三十七條 未決監已決監及び懲治場の男監女監の別を嚴劃すへし○甲の監房に在る者と乙の監房に在る者と彼是交談し又の物件を交遞するの便を得ざらしむべし各監房の鑰匙は其製式を同じし甲乙適用するを要す

第三十八條 密室の監倉は設け他人と交通することを得ざらしむへし○密室の已決監に設け暗く空氣を通せしめ毫も光線を通せしめざるを要す○密室密室の一室一人を限とす

第三十九條 接見室の監舎の首部に設け其壁面は方三尺の口を開き之は縦横の格子と鉄め格子より三尺許を距け柵欄を設け在監人の格子内に立しめ外人の格子外の柵欄を倚らしむべし但懲治人の接見室は此例を用ひす

第四十條 燈火の監房外に置き障蔽するの虞をからしむべし

第四十一條 死刑場の監獄の一隅に設け牆壁を以て外見を防ぐべし

第一篇

第一章 役法 附時限

第四十二條 定役を服する者の作業の刑名に因て之を斟酌し毎囚一日の科程を定めて服せしむ滿十二歳以上十六歳未滿の者滿六十歳以上の者及び病後の疲勞若くは身味の虛弱は因り勞作を勝へざる者の體力に應じ作業の科程を寛恕す○若し已むを得ず外役を服せしむるときは鎖鎖を用て二囚毎に聯結し笠を用ひ(時雨を問はず)其面



を掩ひしむ但外役の囚徒の一組十八人以上十五人以下と定め看守一人押丁一人以上をして之を監せしむ○外役の囚徒道路往來する時は務めて他人の通行の妨と爲らざらしむるを要す

第四十三條 毎日囚徒をして役就のしむるに際し悉く之を監房外に整列せしめ看守長及び看守點檢をすべし歸監せしむる時も亦同し  
第四十四條 左に記載したる日の服役を免せ父毎の喪に遭ふ者も亦一日免役す

一月一日 元始祭  
一月二日 孝明天皇祭  
紀元節 春季皇靈祭  
神武天皇祭 秋季皇靈祭  
神嘗祭 天長節  
新嘗祭 十二月三十一日

第四十五條 囚徒の專習すべき工業の授業手若くは工業殊等の囚として之を導かしむ其刑期一年以下の者又は習熟し易き工業を授るを要す  
第四十六條 定服を服せざる囚徒と雖も典獄之を勸誘して其將來の生業を計り攝生又ハ親屬扶助の爲め勞作せんと請ふに至らしむるを要す其工業の種別を定むるは典獄の指示に依る○未決監に在る者坐作の業を爲さんと請ふときも亦同し

第四十七條 懲治人への教諭を充る爲め服役時間表は準し七時に過ぎざる時間(休憩時間を除く)農業若くは工藝を教へ力作せしむべし  
○時限

第四十八條 未決者及び定役に服せざる已決囚の毎朝日出の頃に起床し各其監房を掃除し畢て喫飯せしむ又毎日一時間以内監房外に於て運動を許す

第四十九條 定役を服する者の毎朝日出の頃に起床し各其監房を掃除し畢て喫飯せしむ其起床より約ね一時間と經て役就かじめ午前十時前後に至て湯若くは水と與へ正午十二時に至り休役す飯後暫時休憩し再び就役日没前罷役せしむ其時間の別表に之を定む但時宜より其時間を伸縮するを得○起床還房及び就役罷役其他の動止を命ずるの鈴若くは標を以てし全監一齊に動止せしむ

第五十條 科程を終りたる者の時限に拘りらす罷役せしむ○午飯に就くしむるの際科程の大半を爲し得たるや否を驗視すべし○若し偷懶にして怠役する者は飯後の休憩を許さず

第二章 工錢

第五十一條 定役に服する囚徒現役二百日を経れば始て各自の工錢を料定し之を十分して其一分を與へ餘分の之を監署に收む○定役を服せざる囚徒及び未決者にして作業する者の工錢は十分して其三分を監署に收め其七分を與ふ定役を服する囚徒にし



て當日の科程を畢く仍は作業する者科程外の工錢の之に準ず

第五十二條 尊屬親の情願に由て懲治場に入たる者其尊屬親より衣食費を自辨せるも  
の工錢は其全分を與へ衣食費を自辨すると能はざる者及び刑期満限の後頼るべき所  
なくして監署傍の別房に留置したる者其工錢の内より衣食費を扣除し餘分は之を  
與ふ

第五十三條 在監人に與ふべき工錢の監署に領置し毎月の首より於て其前月の總計金額  
を本人に知らしむべし

第五十四條 各種の工錢は其地普通の傭工錢を準とし各自の技能に應じ一日若干錢と  
定むべし

第五十五條 監署に領置の工錢は本人の請ふ由り親屬に贈與するを許し又は書籍其他  
必要の物品及び第六十九條に從ひ食物を購ひ之を給せんとを得

第五十六條 在監人死亡し監署に領置の工錢あるときは親屬に下付す親屬なきときは  
遺骸を領取したる故舊に下付す若し下付し受へざるべきときは之を沒收す

第五十七條 在監人若し逃走したるときは已決囚の工錢は之を沒收す未決者及び懲治  
人の工錢の其親屬に下付し親屬なければ之を沒收す

第三章 徒刑流刑及び禁獄の刑を受たる囚徒押送  
第五十八條 徒刑流刑及び禁獄の刑を受たる者あるときは其宣告書の謄書を具して内

務卿に申報し其指擧を從ひ警察遞傳を以て集治監に押送せしめし○北海道集治監に於  
て管束すべき徒流刑の囚徒は本監官吏の臨時派出したる地まで押送すべきものとす  
第五十九條 北海道に在る集治監は毎歲三四次官吏を派出し前條第二款の例に從ひ押  
送したる徒刑流刑の囚徒を受取へし

第六十條 徒刑流刑の囚徒を押送する時の戒具を用ひ男囚と女囚とを別つべし遞船中  
に在ての戒具を用ふるも妨なし

第四章 假出獄免幽閉の者貸與する屋舎  
第六十一條 假出獄免幽閉を受たる徒刑流刑の者其地に居住せべき家なきときは屋舎  
を貸與すべし○屋舎を構造するの將來市街村落を創置するの便を計畫するを要す

第六十二條 假出獄免幽閉を受けたる徒刑流刑の者其配偶者又其他の親屬を招き同  
居せんと請ふときは典獄將來養生の方法を取亂し之を許すべし○前項の請を許す  
ときは其配偶者又其他の親屬現住する地の戸長に通告すべし○其徒刑流刑の者其  
娶を爲さんとするときは監署に申告せしめ典獄之を許否をへし

第三編

第一章 給與

第六十三條 已決囚の獄衣類は總て之を貸與す

第六十四條 未決者の衣類の總て自辨とし臥具は之を貸與す若し臥具を自辨せんと請



ふ者之之を許す貧困にして衣類を自辨する能はざる者又は之を貸與す

第六十五條 已決囚の獄衣は赤色とし懲治人の衣類の淺葱色とす

第六十六條 獄衣の総て筒袖とし長短二種は別つ男の通常服は長衣就役服は短衣とし

女服の總て長衣とす獄衣の外襟に白布を縫着し之を番號と墨書すへし

第六十六條 在監人に貸與せる衣類雜具

通常服

一單衣○一裕○一綿入衣○一襦袢

就役服

一單短衣○一裕短衣○一綿入短衣○一襦袢○一腹引

雜具

一蒲團○一蚊帳○一莞筵○一枕○一帯(長三尺)○一褌(長三尺)○一手巾○一鏡

一笠

以上の貸與品の地方の便宜は依り之を斟酌取捨し洗濯補綴して其用に充るを得

第六十八條 在監人一人一日の食糧 ○一 下白米十分の四

挽割麥十分の六

七合

強き力業は服する者

一同 五合 輕き力業に服する者○一同

四合

工役は服せざる者及び満十歳以上の未決者

一同 三合 十歳未満の幼者 一菜 膏錢五厘以下

地方の便宜に依り粟稗の類を以て麥を代用することを得

第六十九條 工業は勉勵して食費を償ふへき工錢を得る者及び其幾倍を得る者等には

其請に因り領置したる工錢を以て食物を贖ひ之を給することを得但一日金三錢を過

ることを得る○定役は服せざる者に其請に因り領置したる工錢を以て食物を贖ひ

之を給することを得但一日金五錢を過ることを得ず

第七十條 在監人日用雜費洗濯補綴又ハ炊用の薪炭ハ一人一日金壹錢二厘以下とす

第七十一條 監房常置の器具

一唾壺

同

一貯水器并ハ飲器

木製

一小帶

草の種類を以て製作せ

一便器

木製大小二種但監房に廁圍の接続するものは此器を用ひず

一洗手盆

し軟くなるもの

一洗手盆

木製

第七十二條 浴湯の定度は毎年六月より九月までの五日毎は一次十月より五月までは

十日毎は一次とす

第七十三條 已決囚及び懲治人の髪は常は之を短縮し髭鬚ある者は常は剃除せしむ但

未決者は此限にあらざる○婦女の梳髪は膏を用ひて裝飾するを許さず

第七十四條 衣類雜具其他の物品は種質は由り時々熱湯を用ひて之を洗ひ臭氣を去り



蟲害を防ぐを要す但病者の物品と混一して之を晒洗すべし

第二章 疾病附死亡

第七十五條 在監人疾病は罹れば病狀の輕重を料り其監房若くは病室に於て醫療せしむるに當り其病狀を由り其親族に交付することを得

第七十六條 病者の攝養に効ある飲食物又は湯を採取する湯婆等を用ることを要するときは醫師をして其旨を證明せしめ典獄之を考査して許否すべし

第七十七條 傳染病侵襲の兆あるときは其消毒豫防を慎重すべし○若し在監人中傳染病者あるときは直に病性及び感染の形狀を詳悉し醫師の診察書を副へ各々其所屬長官に報告せしむ

○死亡

第七十八條 在監人死亡すれば典獄看守長醫師並臨之を驗屍すべし未決者又は已決囚にして別故あり再び訊問を係る者死亡したる時は之を其裁判所へ申報せしむ

第七十九條 死者の親族若くは故舊第三十三條に記載したる期限より二十四時以内は在て遺骸の下付を請とせしむるを許し其者をして簿冊に署名押印又ハ花押せしむべし○遺骸を請親族故舊あるときは棺に入て假葬し其上に氏名標を建つべし其標の約ね面三寸長五尺五寸とす

第三章 信書

第八十條 已決囚其親屬故舊に信書を贈るハ六個月間に一次とし一通を過ることを得但其他官司の訊問等に由て信書を要するときは又ハ親族故舊に回答せんと請ひ司獄官史に於て法律に觸ることなく且必用と認むるときハ此限を在らす

第八十一條 未決者に係る信書の期限なし但豫審判事又ハ檢事の檢閱を経るに非れば贈答せしむるを得ず

第八十二條 懲治人及び幼年の已決囚其親屬故舊に贈る信書の一個月一次とし一通に過ることを得ず

第八十三條 在監人の發する信書の典獄之を檢閱すべし若し書中忌諱を渉る等の文意あるときは通信を許さず

第八十四條 外人より在監人に贈り來たる信書の典獄之を檢閱し適正の事項を述べ又ハ遷善の諭示を主としたるものに限り之を本人に付與す若し在監人の改心を妨るものと認るときハ之を付與せず

第八十五條 信書を檢閱するハ先づ直行を願讀し次ハ逆讀斜讀又ハ横讀し嫌疑の文意ありや否を詳査すべし

第八十六條 在監人より發する信書の必ず書信紙を用ひしめ典獄之を封し封皮に其受領すべき者の住所氏名を書し某監獄署と記し之を遞送す俱郵便税の自辨せしむ親屬故舊若くハ辯護人の信書の監獄署に死之を差出さしむべし



第四章 接見

第八十七條 在監人は接見せんと請ふ者あるときは典獄先づ之に接見して其氏名族籍營業等を訊ひ其由縁を詳悉し已むを得ざるの事状ありて形跡の疑ふべきときなきときは之を許し看守長看守並 臨て面會せしむ但密室に在る者の接見を許さず面會の時間ハ三十分時を過るを得ず若し面會を請ひし旨趣は違ふ談話をなしたるときは直之を停止す

第八十八條 死刑の執行及び徒刑流刑禁獄の刑を受たる囚徒を集治監に押送の以前親屬故舊其囚徒と面會せんと請ふときは前條第一項の例に依て之を許す但面會の時間ハ五十分時を過るを得ず

第五章 差入品

第八十九條 未決者及び懲治人に其親屬故舊より書籍用紙衣服臥具又は飲食物（炊烹を要せざるものにして一人一食の量に限る）を贈らんと請ふときは之を許す但酒又は煙草其他衛生を害あるものハ此限に在らず

第九十條 已決囚には書籍用紙の外一切差入品を許さず  
第九十一條 假出獄免幽閉を受たる徒刑流刑の者親屬故舊より金銀衣服家具等の寄贈を受けたるときは其旨を典獄に申告せしむべし

第四編

第一章 教誨

第九十二條 已決囚及び懲治人教誨の爲め教誨師をして悔過遷善の道を講せしむ  
第九十三條 教誨は免役日又は日曜日の午後は於て其講席を開くものとす

第九十四條 懲治人は毎日三四時間讀書習字算術度量圖畫等の科目中に就き之を教ふべきものとす○學科ハ懲治場の教場は於て之を研究せしめ其學業ハ進歩を表せる爲め就學の年月卒業の科目學業の優劣及び行狀の良否氏名年齢等を簿冊に記載し巡閱官吏の檢閲に供し又は其尊屬親屬に示すことあるべし

第九十五條 各監房内は左の諸款を掲示し傍訓釋義して解し易からしむべし若し文字を識らざる者われハ入監の時より二十四時内に於て之を讀み聽かすべし

掲示

一 在監人は常に教令を遵守せしむべし○一 平日互に和順を主とし教誨聽聞の席は就くときハ慎て容止を正すべし（未決監には此款を除く）○一 毎朝父母若くハ其墳墓所在の方位を向て禮拜すべし○一 毎朝常用の諸器具を清潔にし之を排列して點檢を受け及び席壁厠等を掃除すべし○一 窓壁若しくハ物件を汚損し不淨器の外ハ唾き時水を濫用するを禁ず○一 監外に出たる時其途上は於て同往の者と交談し及び手交へ或ハ路人ハ聲語するを禁ず○一 夜間の最も鎮靜を主とし説話或ハ發聲又ハ濫りに起歩するを禁ず但晝間と雖も放歌喧嘩又ハ高聲に誦讀するを禁ず○一 許可を得ざる



物品を監房に置き或は勝負を競ひ若くは賭博類の悪戯をなし或は同房の者より汚辱を蒙らしめ猥褻に渉るか如き所爲あるを禁す○一服役中其作業を關せざる他事を交談し及び休憩の時間部外の工場に至るを禁す(未決監に於て此款を除く)○一許可を得ずして衣食其他の物件を受與借貸するを禁す○一監房に於て異常の事あれば晝夜に拘らず直に看守所へ通聲すべし○一日没後の發病するも其症急劇なるは非されい翌朝に至て醫療を乞ふべきものと若し劇症あるときは直に看守所へ通聲をへし○一獨居の者卒るに病を發したるときは監房より看守所へ架する所の繩器を引き以て之を報すべし○一病者あるときは同房の者共に介保を力に致すべし勿論其看病人たらしむる者の切實な之を看病すべし○一水火風震の際解放に遭ふ者の其解放の時より二十四時内は監獄署又は警察署に其旨を申出つべし

右の諸款は違ふ者及び違ふ者あるを知て告げざる者又は官吏より犯者を問ふに當り之を擧げざる者は其情狀を量り處分すべしものあり

年 月 日

某監獄署

第二章 賞 懲

第九十六條 已決囚獄則を謹守し且改悛の行爲著き者と典獄に於て確認するときは之を賞懲すべし

第九十七條 賞懲せし者より賞懲せし毎に之を表せる爲め獄衣の左袖(肩臂間の表面)に方二寸(曲尺)の淺葱色の布を縫着せし

第九十八條 賞表の假出獄免幽閉又は特赦を具狀するの者據と爲すと得

第九十九條 賞表を得たる者より二個月より一年期屬故舊に接見及び通信するを許す

第一百條 已決囚若し在監人の逃走を密告又は捕得し或は監獄に係る水火災や防禦し人命を救済したる者われは金二十五錢以下を賞與し其賞金の監署に領置し本人の請より必需品又は食物を購求すべし但第九十七條の賞表を與ふるの限は在らず

第一百一條 未決監に在る者前條の勞動あるときは之を録して檢察官及び裁判官の參考と供すべし

第一百二條 懲治人第一百條に適したる勞動あるときは金二十五錢以下を以て適宜物品を贈ひ之を與ふべし

第三章 懲 罰

第一百三條 已決囚獄則を犯せるときは其輕重を量り左の例に從て處罰す○一絶信 親屬故舊と通信接見を絶す○二屏禁 晝夜他の監房又は工場と隔絶したる監房に獨居せしめ服役時限表に照して坐作の役を科す○三減食 常食の半若くは其の三分の二を減し熱湯二品の外菜を與へず○四閤室 閤室に入れ常食の半若くは其の三分の二を減じ熱湯二品の外菜を與へず仍は臥具を禁す

第一百四條 通信屏禁は有限若くは無限となし減食閤室は七晝夜を限とす○減食閤室七



晝夜に満るも改悛の状なきとき一日之を免し更之を科することを得

第百五條 懲治人及び十六歳未満の已決囚獄則を犯すとき其輕重を量り左の例に従て處罰を〇一 獨愼 晝夜一室に獨居せしむ〇二 減食常食の半以内を減す但菜

を減するの限在らず

第百六條 獨愼の七晝夜以内減食の三日以内とす

第百七條 未決者及び拘留の刑を受けし者教令に順はず或は同監の者を煽惑し又の

其他の規則を犯す時其輕重を量り第百三條第百五條準擬し減食することを得

第百八條 賞表を有する者處罰を受たるとき賞表一個又の數個を褫奪す

第百九條 無期徒刑の囚徒逃走し若くは獄舎獄具を毀壞し又は暴行脅迫を爲し其他重

罪輕罪を犯したるとき三月以上五年以下兩脚 又一脚は鉄を施し仍は鐵丸を

屬したる鐵索を其鉄に貫き腰間を絞帶せしめ練帶の所は下鍵を但監房に在るも晝間

の之を施す者とす〇若し再び重罪を犯したる時五年以上十年以下前項の例は照し

て處罰を〇鐵丸の量二百目以上一貫目以下とし被罰者の體力を應じて之を施す丸

の索尾に屬し地上を轉ずる者とき其外役を服する時は鐵丸を除き二人聯絆の法に従ふ

第百十條 減食或は閤室の罰に處すべき者あるとき醫師をして診視せしめ身體に妨

げなきを證して後之を行ふべし

第百十一條 屏居減食閤室又の獨愼の罰に處またる後典獄若くは看守長時々其動靜

を觀察し狀況に依り醫師及び教訓師をして之を問ひしむることあるべし

第百十二條 罰則に處せられたる者改悛の状著るとき時之を免することを得

第百十三條 假出獄免幽閉を受たる徒刑流刑の者監署の命令に違背したるときは七日

以下之を拘置することを得

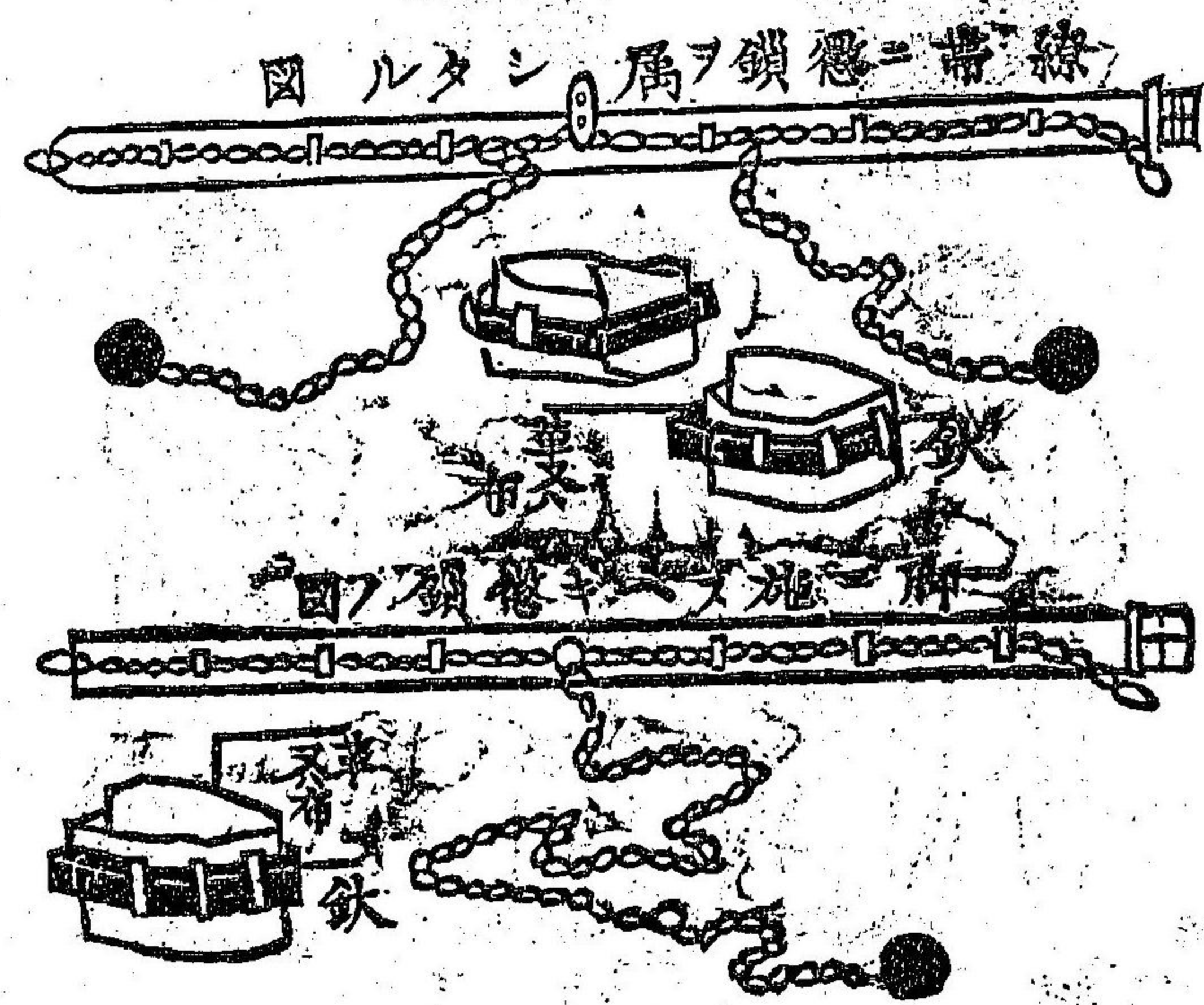
要犯疑獄  
に係る者  
に覆面巾  
を蒙らし  
たる圖  
覆面巾  
無期徒刑  
の囚又犯  
罪して懲  
鎖を施さ  
れたる圖





登記法  
公證人規則

傍訓  
監獄則略解







朕登記法を裁可し茲に之を公布せしむ

御名 御璽

明治十九年八月十一日

法律第一號

登記法

第一章 總則

第一條 地所建物船舶の賣買讓與 質入書入の登記を請んとする者の本法に従ひ地所建物  
は其所在地船舶の特定票場の登記所に登記を請ふ可し

第二條 地所建物船舶の賣買讓與 質入書入の登記の始審裁判所長之を監督す可し

第三條 登記事務の治安裁判所は於て之を取扱ふものとを治安裁判所遠隔の地方に於ては  
郡區役所其他司法大臣指定する所は於て之を取扱ふこととす

第四條 登記所の位置及其管轄の區域の司法大臣之を定む

第五條 登記官吏の登記事務取扱に付ては始審裁判所長の監督を受くるものとす

第六條 登記簿に登記を爲さざる地所建物船舶の賣買讓與 質入書入は第三者に對し法律  
上其効なきものとす

内閣總理大臣伯爵 伊藤博文  
内務大臣伯爵 山縣有朋  
大藏大臣伯爵 松方正義  
司法大臣伯爵 山田顯義



第七條 地所建物船舶の賣買讓與 買入書入に付き登記す可き概目左の如し

第一 地所は郡區町村名字番地地目反別若くは坪敷地券面の價格

第二 建物は郡區町村名字番地地目構造の種類建坪造作の有無

第三 西洋形船舶と涼船風帆船の區別船名番號登簿噸數公稱馬力汽機及汽罐の種類端船其他必要の所屬品

第四 日本形船舶の船名番號積石數噸數端船其他必要の所屬品

第五 登記の事由

第六 金額

第七 買入書入は其期限及利息

第八 所有者及登記を受ける者の氏名住所

第九 一筆の地所又一棟の建物を區別し賣買讓與 買入書入を爲すときは其事實

第十 二筆以後の書入を爲し又ハ書入に爲したるものを買入と爲し買入に爲したるものを書入と爲せざるハ其事實

第十一 登記の年月日

第八條 登記を請ふ者あるときは登記官吏直に前條の概目を審査して登記簿に登記し本人

に之を前し又ハ讀聞せたる上本人をして署名捺印せしめ且之を署名捺印す可し

第九條 地所建物船舶に關する差押 假差押 差留假差留假處分及地所建物の收益差押に付

てハ裁判所の命令書に依り登記簿に其記入を爲す可し

前項の記入は裁判所の命令あるときは非されり之と取消すことを得ず

第十條 登記の第十五條第二項及第十六條第十七條第十八條を除くの外契約者双方の請求

若くは裁判所の命令あるときは非されり之を爲し又は變更し又ハ取消すことを得ず

第十一條 登記の謄本又ハ抜書又は一覽を要する者の其登記所に山頭にて之を請求することを得

第十二條 登記官吏の職務執行上に關し不服ある者の管轄始審裁判所に抗告することを得

第十三條 登記に關する取扱の手續及登記簿の書式の司法大臣之を定む

### 第二章 賣買讓與

第十四條 地所建物船舶の賣買讓與に付き登記を請ふときハ契約者双方出頭し其證書を示す可し

前項の場合に於て其物件買入書入中に係るときハ買受人讓受人に於て之を了知せる旨を申出其記入を請ふ可し



第十五條 家督相続に因り地所建物船舶の登記を請ふ時は雙方出頭し其證書を示す可し  
死亡者失踪者若くは離縁戸主の遺留したる地所建物船舶を相続する者登記を請ふときは  
親屬又親屬なきとき近隣の戸主二名以上連署の書面を差出し且證明書類あるもの之  
を示す可し

第十六條 行政官廳の公賣處分に因り地所建物船舶の所有權を得たる者登記を請ふときは  
落札證書及其代金完納の證書を示す可し

第十七條 官有の地所建物船舶の拂下又は無代價下渡を受け登記を請ふときは其指令の本  
書若くは證書を示す可し

第十八條 民有の地所建物船舶を官有と爲したるとき其官廳の第七條の概目を示して登  
記を求む可し

第十九條 裁判執行上の糶賣若くは入札に因り地所建物船舶の所有權を得たる者あるときは  
は裁判所の命令に依り其登記を爲す可し

第二十條 地所船舶賣買讓與の登記を受け地券鑑札の下付若くは書換を 乞ふ者は登  
記所より登記済の証を受く可し

### 第二章 買入書入

第二十一條 地所建物船舶の買入書入に付き登記を請ふときは契約者雙方出頭し其證書を  
示す可し

貸借の爲めに非ずして義務を果す可き保証の爲め地所建物船舶を買入書入と爲し其登記  
を請ふ者も亦前項の規定に依る可し

第二十二條 書入の地所建物船舶を重ねて書入と爲るときは第二債主に於て之を了知せる  
旨を申出其記入を請ふべし書入と爲りたる地所を買入と爲し又ハ買入と爲りたる地所を  
書入と爲すとき亦同し

第二十三條 買入書入契約の全部若くは一部の解除又ハ變更に付き登記を請ふときは契約  
者雙方出頭し其證書を示す可し

第二十四條 同一の地所建物船舶に付き數個の登記を爲すときは其登記を請ふ日時の前  
後に因り登記の順序を定むるものとす

### 第四章 登記料及手数料

第二十五條 地所建物船舶賣買の登記に付て其買受人左の賣買代價の區別に従ひ每一件  
に其登記料を納む可し

賣買代價

登記料



五圓未滿	五錢
拾圓未滿	拾錢
拾圓以上	貳拾五錢
貳拾五圓未滿	五拾錢
五拾圓未滿	壹圓
百圓未滿	貳圓
百圓以上	參圓
貳百圓未滿	四圓
貳百圓以上	五圓
參百圓未滿	六圓
參百圓以上	
四百圓未滿	
四百圓以上	
五百圓未滿	
五百圓以上	
七百五拾圓未滿	

七百五拾圓以上 七圓  
 千圓未滿 八圓  
 千圓以上 九圓  
 千五百圓未滿 拾圓  
 千五百圓以上 拾圓  
 貳千圓未滿 拾圓  
 貳千圓以上 拾圓  
 五千圓未滿 拾圓  
 五千圓以上 拾圓  
 壹萬圓未滿 拾圓  
 以上五千圓まで毎貳圓を増加せ（モロカ）

第二十六條 地所建物船舶讓與の登記に付て其讓渡人讓受人より於て時價相當の價格を定（トカ）め前條に掲ぐる金額の區別に従ひ每一件に其讓受人より登記料を納む可し

第二十七條 地所建物船舶質入書入の登記に付て其質入人書入人の第二十五條に掲ぐる金額の區別に従ひ每一件に其登記料の半額を納む可し但一件に付き金五錢より下すことを得ず

第二十八條 第廿一條第二項の登記に付て其價格を定め前條の例に依り其登記料を納む可し



第九條第一項の記入に付ては其價格の定まりたる物件の其價格又其價格の定まらざる物件の時價相當の價格を定め前條の例に依り其登記料を納む可し

第二十九條 第十五條の登記に付ての時價相當の價格を定め第二十五條に掲ぐる金額の區別に従ひ每一件に其登記料の五分一を納む可し但一件に付き金五錢より下きことを得ず

第三十條 左に掲ぐる者の手数料として金五錢を納む可し

第一 登記事件の取消又其變更の登記を請ふ者の每一件

第二 登記の原本若くは抜書を請ふ者の每一枚

第三 登記の一覽を請ふ者

第三十一條 左に掲ぐる者の登記料及手数料を要せず

第一 官廳の請求に係る登記

第二 公立の學校病院公園及養育院に係る登記

第三 社寺堂宇及墳墓地に係る登記

第四 人民共有の用悪水路溜池敷地井溝敷及公衆の用に供する道路に係る登記

第三十二條 登記所に於て第二十五條第廿六條第廿八條第二項及第廿九條に従ひ届出たる價格を不相當と認むるときは其事件に關係なき者三名を選び之を評價人と爲して其價格

評定せしむ可し

第三十三條 評價人の評定したる價格届出の價格より増加するとき其評價に關する費用の其登記料を納むる者之を負擔す可し若し其價格届出の價格と同價又は低下なるときは該費用は其登記所に於て之を支辨す可し

第三十四條 評價人に選ばれたる者は正當の事由なくして之を辭することを不得す

第三十五條 評價人の日當は登記所の見込を以て一日金貳拾錢より五拾錢までを給む可し

### 第五章 罰則

第三十六條 詐偽の所爲を以て登記料を減脱し及び之に通謀したる者の二圓以上百圓以下の罰金に處す

第三十七條 本法に依り罰金に處する者は刑法の不論罪及減輕再犯加重數罪俱發の例を用ひす

### 附則

第三十八條 明治十年第二十八號布告船舶買賣書入質手續同十三年第五十二號布告土地買賣讓渡規則同十四年第三十號布告地券証印稅則其他從前の法律規則中本法に抵觸するものハ本法施行の日より廢止す



第三十九條 地所賣買讓與荒地起返開墾下年期明等總て地券下付書換へ係る手續及其手  
數料の大藏大臣之を定む

第四十條 登記所の登記簿へ未だ登記せざる地所建物船舶に付き登記を請ふ者は地所建物  
は其所在地船舶の其定繋場の戸長の證書を以て其所有者たること及其物件に故障なきこ  
とを示す可し

第四十一條 本法の明治二十年二月一日より之を施行す

### 登記法

### 公証人規則

朕公証人規則を裁可し茲に之を公布せしむ

御名 御璽

明治十九年八月十一日

内閣總理大臣伯爵  
司法大臣伯爵

伊藤博文  
山田顯義

### 法律第二號

### 公証人規則

第一條 公証人の人民の囑託に應じ民事に關する公正證書を作るを以て職務と爲す

第二條 公証人の法律命令に背きたる事件の公正證書又他の官吏の作る可き公証書類を  
作ることを得ず若し之を作りたるときは公正の効を有せず

第三條 公証人の作りたる公正證書の完全の證據にして其正本に依り裁判所の命令を得て  
執行せる力あるものとす但刑事裁判所へ偽造の訴あるときは其證書の執行を中止を可し  
又民事裁判所へ偽造の申立あるときは其證書の執行を中止することを得

第四條 公証人の治安裁判所の管轄地を以て受持區とし其區内へ於て司法大臣の認可を受  
けたる町村内に住居し其居宅に役場を設け役場へ於て職務を行ふ可し但役場外へ住居せ  
んとするときは管轄始審裁判所の認可を受く可し



已を得ざる事件に付ては受持区内より限り役場外より於て其職務を行ふ可し

第五條 各区内公証人の員數は司法大臣之を定む

第六條 公証人の司法大臣隸屬し控訴院長始審裁判所長の監督を受くるものとす

第七條 公証人其受持区内に於ては區外人の爲めにも職務を行ふ可し但受持区内に於ては  
何人の爲めにも職務を行ふことを得ず若し之を行ひたるときは其書類の公正の効を有せ  
す

第八條 公証人の理由なくして人民の囑託を拒むことを得ず若し之を拒みたるるとき囑託人  
の求めあれば其理由を記して渡す可し

第九條 公証人の職務執行上に關し不服ある者は管轄始審裁判所より抗告をすることを得

第十條 公証人の公証人何某と刻したる方六分の役印を作り其印鑑は氏名を手書し之を管  
轄始審裁判所及治安裁判所に差出を可し

前項の印鑑を差出さるる間の職務を行ふことを得ず若し之を行ひたるるとき其書類の  
公正の効を有せず

第十一條 公証人已を得ざる事故ありて職務を行ふこと能はざるときは近隣の公証人に  
代理を囑し管轄始審裁判所より其旨を届出可し

第十二條 公証人の筆生を備へ書類を作る補助を爲さしむることを得

第十三條 公証人の作る證書及謄本の用紙は某始審裁判所管内公証人役場と刻したる野紙  
を用ふ可し

第十四條 公証人の取扱ふ可き書類左の如し

第一 原本 證書の本紙にして公証人の保存するもの

第二 正本 原本の全文を記したるものよして本文義務の執行を裁判所に願出可き旨を其  
末尾に記載したるもの

第三 抄録正本 原本の一部分を記し其末尾に前項と同一の記載あるもの

第四 正式謄本 原本の全文を寫したるものにして原本に代へ得可きもの

第五 抄録正式謄本 原本の一部分を抄寫したるものにして原本に代へ得可きもの

第六 謄本原本の全文を寫したるもの

第七 抄録謄本 原本の一部分を抄寫したるもの

第八 見出帳 日々授受したる書類の番號種類等を順次に記入するもの

第十五條 原本其他書類の本書の役場外之を保存し他の官吏の公証を受くる爲めの外裁判  
所の命令に依るゝ非されの役場外に出ることを得ず



第十六條 裁判所の命令に依るの外關係外の者に書類の謄本を渡す可からず  
第十七條 公証人の其取扱ひたる公証事件を漏洩す可からず

○第二章 公証人の選任及試験

第十八條 証人たる可き者の左の件々を具備するを要す

第一 満二十五歳以上なる事

第二 身元保証金を管轄始審裁判所に差入る事

第三 定式試験の及第證書を有する事但裁判官檢察官たりし者及法學士法科大學卒業生代

言人の此條件を要せず

第四 丁年者二名以上よて其品行を保証する證書を有する事

第十九條 保証金の額の土地の狀況は從ひ二百圓以上五百圓以下に於て豫め司法大臣之を

定む

第二十條 左に掲ぐる者は公証人たることを得ず

第一 公權剝奪若くは停止中の者

第二 盜罪、詐偽罪、賄賂收受の罪、及贓物に關する罪を犯し刑を受けたる者

第三 身代限の處分を受け負債の辨償を終へざる者

第四 官更懲戒令に依り免職せられたる者

第二十一條 公証人と試験する場所及期日の司法大臣之を定め少くとも二箇月前に告示す

可し

第二十二條 試験委員は控訴院若くは始審裁判所の裁判官二名檢察官一名を司法大臣臨

時之を命ず

第二十三條 試験の科目は公証人規則、民法、訴訟法、商法、其他公証人の職務に關する法律命

令とす

第二十四條 公証人たらんと欲する者の願書は試験及第證書の寫を添へ管轄始審裁判所若く

は控訴院を経て司法大臣に差出せしめ但裁判官檢察官たりし者の其官記法學士の其學位

記法科大學卒業生の其卒業證書代理人の其免許狀を以て及第證書に代ふることを得

第二十五條 公証人の司法大臣之を任す

第二十六條 試験の方法は筆記口述の二種とす筆記試験に合格せざる者の口述試験を受く

ることを得す

第二十七條 試験及第者に及第證書を授與す

○第三章 證書



第一節 證書ノ原本

第二十八條 公証人證書を作成する其囑託人の氏名を知り面識あるを必要とし且丁年者一名の立會人を要す之に違ひたるときは其證書の公正の効を有せず

公証人囑託人の氏名を知らる面識なきときは其本籍或は寄留地の郡區長若しくは戸長の證明書又ハ公証人氏名を知り面識ある丁年者二人以上を以て其人を証せしむ可し之に違ひたるときは其證書は公正の効を有せず

第二十九條 左に掲ぐる者の立會人たることを得ず

第一 公証人及囑託人の親屬雇人又ハ公証人の筆生

第二 第二十條に掲けたる者

第三十條 證書の其本旨の外左の件々を記載すへし

第一 囑託人及立會人の族籍住所職業氏名年齢

第二 囑託人代理人あるときは委任状を所持したると其本人の族籍住所職業氏名年齢

第三 囑託人後見人あるときは後見人たるの證書を所持したること及其本人の族籍住所職業氏名年齢

第四 郡區長戸長の証明書を以て証したるときは其旨又証人を要したるときは其族籍住

所職業氏名年齢

所職業氏名年齢

第五 證書を作りし場所及其年月日若し場所を記せず又ハ年月日の記入を遺脱しむると

きは其證書は公正の効を有せず

第三十一條 證書を作るより普通平易の語を用ひ字畫明瞭なるを要す

接續す可き字行は空白あるときは墨線と以て之を接續を可し

數量並に年月日を記するに壹貳參肆伍陸漆捌玖拾陌阡萬の字を用ふ可し

第三十二條 度量衡貨幣の數量名稱及曆法の法律の定むる所を従ひ之を記す可し

既に廢したる度量衡貨幣曆法又ハ外國の度量衡貨幣曆法を記せざるを得ざる場合は於

ては之を用ふことを得

第三十三條 證書に追加改正を爲すときは其文字並に何行に追加改正を爲したることを欄

外又ハ末尾の餘白に附記し公証人並に關係人捺印す可し又文中消字を爲す時の其原字の

尚ほ明くは讀得可きことを要す且何行も若干字を消したることを欄外又ハ末尾の餘白に

附記し公証人並に關係人捺印す可し之に違ひたるときは追加改正消字の効を有せず

第三十四條 證書を作りたるときは關係人に讀み聞せ其旨を記入し然る後に公証人並に關

係人各自署名捺印し公証人の某治安裁判所管内某地住居と肩書す可し



公証人並に關係人の署名捺印あるとき其証書の公正の効を有せず  
若し署名ある能らざる者あるとき明治十年第五十號の布告に従ふ可し之に違ひたるとき其証書は公正の効を有せず

第三十五條 証書の綴目合目又は公証人並に囑託人之捺印を可し

第三十六條 公証人の自己及親屬の爲めに証書を作ることを得其親屬他人の代理人たる  
ときも亦同し之と違ひたるとき其証書の公正の効を有せず

第三十七條 公証人若し囑託人の爲め訴訟代人若くは代理人と爲り又は爲りたることある  
とき其訴訟事件に付き証書を作ることを得之と違ひたるとき其証書は公正の効を  
有せず

第三十八條 公証人の自己親屬立會又は証人の爲めに利益ある條件を証書中に記す可し  
す若し之を記したるとき其條件は無効とす

第三十九條 公証人は証書の原本を保存す可し若し之を保存せず又の亡失したる場合に於  
て第四十七條の手續を爲さるとき其證書の公正の効を有せず

第四十條 囑託人若し代理人又の後見人なるとき其委任狀又の其證書の寫を原本と連續  
可し其寫には本書と對照し相違なき旨を附附し公証人並に關係人署名捺印し其寫と本

書とに刺印を可し

第四十一條 證書は關係の書類の之を原本に連續することを得之を連續したるときは其旨  
を原本の欄外又は末尾に附記し公証人並に關係人捺印す可し

第四十二條 原本より證券印税規則に定めたる印紙を貼用す可し

第二節 正本及謄本

第四十三條 正本の數量の定りたる金錢其他換用物若くは有價證券の支辨に限り權利者の  
請求に依り之を渡す可し之と違ひたるとき正本の効を有せず

正式謄本及抄録正式謄本の權利者の請求に依り之を渡す可し

第四十四條 正本又の正式謄本は原本と同時に又は原本を作りたる後に於て之を作る事を  
得原本と同時に作るるときは關係人の面前に於てし原本を作りたる後より更なる  
義務の立會を以てす可し義務者出席せざるときは正本又の正式謄本を求むる者より管轄  
始審裁判所に出願し其命令に依て他の公証人一員又の裁判所の裁判官檢察官又の書記一  
員の立會を以て之を作る可し之に違ひたるとき其効を有せず

裁判所の命令に依て正本又は正式謄本を作りたるときは其末尾に原本の末尾に其旨を  
附記し其命令書は之を原本と連續す可し



第四十五條 正本又は正式謄本を作るときは第三十一條第三十三條第三十四條第三項及第三十五條の規定に依るべし

正本又は正式謄本に権利者の氏名並に之を作りたる年月日及場所を記し公證人並に義務者署名捺印を可し前條第一項の場合に於ては公證人又の裁判所の官吏署名捺印を可し之に違ひたるときは其効を有せず

第四十六條 正本又は正式謄本を渡したるときは原本の末尾に其旨と年月日とを附記し權利者をして署名捺印せしむべし

第四十七條 正本又は正式謄本の亡失したるときは管轄始審裁判所の認可を経之を原本として保存すべし

第四十八條 數事件を列記し數人各自に關係を屬せざる證書の權利者の請求に依り其有用の部分を抄録して正本又は正式謄本を作ることを得

正本又は正式謄本を渡したる者より更し抄録正本又は抄録正式謄本を渡す可からず又抄録正本又は抄録正式謄本を渡したる者により更に正本又は正式謄本を渡す可からず之を渡すと雖も其効を有せず

第四十九條 正本又は正式謄本の管轄始審裁判所の命令あるに非されり再度之を渡すこと

を得ず之を渡すと雖も其効を有せず

再度以上正本又は正式謄本を得んと欲する者其事由を具して管轄始審裁判所に願出づ可し管轄始審裁判所の原本を保存せる公證人に其正本又は正式謄本を渡す可きことを命ずることある可し

其正本又は正式謄本に幾度の正本又は正式謄本あることを末尾に附記し公證人署名捺印す可し之を違ひたる時は其効を有せず

第五十條 抄録正本又は抄録正式謄本の總て正本又は正式謄本と同一の手續に依り之を作る可し其効力も亦同し

第五十一條 證書の謄本及其附屬書類の寫は關係人の求めに應じ之を渡す可し

第五十二條 謄本よの原本の全文を寫し其末尾に謄本と記し公證人署名捺印す可し

第五十三條 抄録謄本よは原本の年月日及囑託人の族籍住所職業氏名を記し末尾に抄録謄本と記し公證人署名捺印す可し

第五十四條 管轄始審裁判所の命令に依り關係外の者に謄本を渡したるときは其命令書を原本に連綴し末尾に命令書を受けたる旨并に年月日を附記し受取人をして署名捺印せしむ可し



第三節 見出帳

第五十五條 公證人は見出帳を作り記入前管轄始審裁判所に差出し綴目合目は其所長の官印を受く可し

第五十六條 見出帳は日々取扱ひたる書類中より第三十一條及第三十三條の規定に従ひ左の件々を記入を可し

第一 嘱託人の住所氏名

第二 書類の番號種類

第三 書類を取扱ひたる年月日

第五十七條 公証人死去、失踪、失踪、免職、辭職、轉職又は他の役場を轉して直に後任者の命せられざる場合又と停職の場合に於ては管轄始審裁判所は近隣の公証人を命じて其事務を兼任せしむ可し

役場を廢したるときは書類の引繼を近隣の公證人へ命ず可し

第五十八條 前條の場合に於て兼任者なきとき其他必要と見認むる場合に於ては管轄始審裁判所の直に其役場の書類に封印を爲す可し

第五十九條 公證人免職、辭職、又は他の役場を轉したる場合に於ては後任者又は兼任者の

前任者と立會ひ書類の提要目錄を作り共に署名捺印して授受す可し

死去、失踪、其他の事故に因り引渡人なき場合に於ては後任者又は兼任者は管轄始審裁判所の官吏と立會ひ提要目錄を作り受取る可し

書類封印後命せられたる後任者又は兼任者の管轄始審裁判所の官吏と立會ひ封印を解き提要目錄を作り受取る可し

後任者又は兼任者は提要目錄を作りたる日より一月以内は其目錄の寫一通を管轄始審裁判所に差出す可し

第六十條 公證人停職の場合に於ては兼任者の第五十九條の手續を爲すに及びる書類の保存は停職者之を擔當を可し

兼任者は停職者の役場を於て其職務を行ふ可し

第六十一條 兼任者引繼の書類を更へ他の公證人に引渡せるときは其命を受けたる日より三日以内に自己の引繼したるときは目錄に依り引渡を爲し其始末書を作り受繼人と共に署名捺印す可し

受繼人は始末書を作りたる日より一月以内は其寫一通を作り管轄始審裁判所に差出す可し



第六十二條 停職者復任するときは管轄始審裁判所より兼任者より解任を命ず可し

第六十三條 前任者の作りたる原本は依て後任者正本又は謄本を渡すときは其受繼人たる旨を附記す可し

本任者の作りたる原本に依て兼任者正本又は謄本を渡すときは兼任者たる旨を附記す可し

第四章 手数料旅費日當

第六十四條 公證人の此章に定めたる程限に従ひ囑託人より手数料及旅費日當を受くることを得

第六十五條 手数料の原本一枚に付貳拾五錢正本及謄本一枚又付拾錢但一行二十字二十行を以て一枚とし十行以上は一枚十行以下の半枚を以て算す

第六十六條 囑託人の求めは依り先づ證書の草案を渡し後其原本を作りたるときは草案の手数料を別々請求することを得る但其原本を作らざるときは原本手数料の半額を受くることを得

第六十七條 公證人其役場より一里以外の地に往て職務を行ふときは往返とも旅費として一里毎に貳拾錢を受くることを得其職務を行ふ為め或は災變の爲めに其場所又途中に滞

留せるときは日當七拾錢を受くることを得

第六十八條 兼任者本任者に代りて其職務を行ふときは其手数料は總て兼任者之を受く可し

第六十九條 手数料の外證券印紙並に郵紙の代價は囑託人より之を受くることを得

第七十條 囑託人の求めあるときは手数料の計算書を與ふ可し

第七十一條 手数料等に係り争ひの生じたるときは其金額に拘はらず管轄始審裁判所に訴ふ可し

第七十二條 公證人此規則を犯したる時は管轄始審裁判所に於て第七十三條より第七十六條までに定めたる規定は依り處分す可し

第七十三條 左の違犯は五拾錢以上壹圓九拾五錢以下の過料を處す

第八條は違ひたる時

第十一條は違ひたる時

第十三條は違ひたる時

第三十條の第一第二第三第四の規定に違ひたる時

第三十一條の第二項又第三項は違ひたる時



第三十三條の第二項を違ひたる時

第三十四條の第一項に違ひ職問をせしことを即入せず又ハ肩書をかきしりし時

第三十五條を違ひたる時

第四十條を違ひたる時

第四十條に違ひたる時

第四十二條に違ひたる時

第四十四條の第二項に違ひたる時

第四十六條を違ひたる時

第五十二條を違ひたる時

第五十三條を違ひたる時

第五十四條に違ひたる時

第五十五條に違ひたる時

第五十九條の第四項に違ひたる時

第六十一條を違ひたる時

第六十三條に違ひたる時

第七十四條 左の違犯は貳圓以上五圓以下の過料を處す

第四十三條に違ひたる時

第四十四條の一項を違ひたる時

第四十五條の第二項を違ひたる時

第四十八條の第二項を違ひたる時

第四十九條の第二項又ハ第三項を違ひたる時

第七十五條 左の違犯ハ五圓以上三十圓以下の過料を處す

第二條に違ひたる時

第七條に違ひたる時

第十條の第二項を違ひたる時

第二十八條に違ひたる時

第三十條の第五の規定に違ひたる時

第三十三條に違ひたる時

第三十四條の第二項又ハ第三項に違ひたる時

第三十六條に違ひたる時



第三十七條に違ひたる時

第三十八條に違ひたる時

第三十九條に違ひたる時

第七十六條 左の違犯は一月以上四月以下の停職に處す

第四條の第一項に違ひたる時

第十五條に違ひたる時

第十六條に違ひたる時

第十七條に違ひたる時

第七十七條 公証人前數條は掲げたる懲罰處分は對し不服あるときは管轄控訴院に抗告す

ることを得但抗告は其處分の執行を停止するの効力なきものとす

第七十八條 公証人停職に當る所爲三度及ひたるときは司法大臣其職を免す

第二十條の第一第二第三に記載したる處分を受け又は身元保証金を差入れるときは亦

前項と同し

第七十九條 公証人此規則を犯したるは依り他人に損害を生ぜしめたるときは之を賠償を

可し

(參照)

公証人規則施行條例 (明治十九年八月二十日司法省令第二號)

第一條 公証人は一受持區五名以下を置くものとす

若し公証人の員數不足するとき受持區に依りては全く之を置くものとある可し

第二條 公証人は其受持區内に於て住居せんと欲する町村を定め其願書を始審裁判所へ差

出し控訴院を経て司法大臣の認可を請ふ可し

始審裁判所及控訴院長は公証人より差出たる住居願を意見を附して之を司法大臣に送達

を可し

司法大臣に於て公証人より願出たる住居を認可せるときは直ちに其住居を可き町村へ

指定す

第三條 公証人既に住居の認可を受たる後火災其他の事故ありて他に轉居せんとするとき

は亦前條の手續に従ふへし

第四條 公証人の役場には公証人某役場と記せる表札を掲ぐ可し

役場には成可く倉庫又は堅牢なる建物をして書類保存の所と爲すを要す

書類の常々書籍を藏め非常持退の準備を爲し置く可し



第五條 公証人規則に従ひ試験を受けんと欲する者の試験願書は履歴書を添へ試験期日の告示ありたる試験期日一箇月前まで試験を行ふ控訴院若くは始審裁判所に差出す可し  
試験願書及履歴書は本籍區長若くは戸長の奥書と受く可し

第六條 試験は各所同時之を行ふものとす

第七條 試験委員の筆記試験の答按を調査し其合格を決定したる後口述試験を行ふ可し  
筆記試験は合格せざる者に付ての口述試験を行ふ

第八條 試験問題答案の適否の試験委員の判断に決するものとす

試験の結果の筆記口述二種の總點に依り之を定む可し

第九條 試験委員の口述試験の大略及試験全體の結果を記録に記載す可し

第十條 試験に及第したる者は試験委員の連署したる及第証書を授與す可し

試験を行ふたる控訴院若くは始審裁判所の試験及第人名簿を製し之を及第者の住所族籍氏名年齢及び及第の年月日を登録せ可し

第十一條 試験委員と試験は關する一切の書類を其試験を行ふたる始審裁判所若くは控訴院の長に差出せ可し  
始審裁判所に於て試験を行ふるときは其裁判所長は及第者に關する一切の書類に意見

を附して控訴院に送致し控訴院長も亦意見を附して司法大臣に差出す可し

控訴院に於て試験を行ふたるときは前項の書類に控訴院長の意見を附して司法大臣に差出す可し

第十二條 公証人たらんと欲する者は其願書に試験及第証書官記學位卒業証書又は免許狀の寫及丁年者二名以上よて品行を保証する証書を添へ之を差出す可し

試験及第証書を要せざる出願人の別は履歴書を添ふ可し

第十三條 公証人願を受たる始審裁判所の裁判所長及上席檢事の出願人の身上よて品行の正否理財の整否等詳細の取調を爲し控訴院に送致し控訴院長及檢事長も亦意見を附して之を司法大臣に差出せ可し

第十四條 公証人願を直ちに控訴院に差出たる時の控訴院長及檢事長は前條の取調を爲し且つ意見を附し之を司法大臣に差出す可し

第十五條 公証人願書に其職務を行ふんと欲する地を明記す可し

第十六條 司法大臣公証人を任する時の辭令書を其公証人の職務を行ふ可き地の管轄控訴院及始審裁判所を経て本人に下付す

控訴院及始審裁判所に於ての公証人名簿を備置き公証人に任せられたる者の住所族籍氏



名年齢及任地を記載す可し

第十七條 公証人よ任せられたる者の身元保証金として現金又の相當の價格ある公債證書若くは日本銀行株券を管轄始審裁判所よ納む可し

第十八條 公証人納む可き身元保証金の額の如し

東京及大阪

金五百圓

他の地方よ於ては

人口貳拾万以上ある受持區

金四百圓

人口貳拾万未満拾万以上なる受持區

金三百圓

人口拾萬未満ある受持區

金貳百圓

前項の金額は人口に増減ありと雖も既に完納したるもの之を増減せず

第十九條 公証人は身元保証金を管轄始審裁判所よ完納せざる間の其職務を行ふことを得  
此

公証人任命の辭令書を受取たるより三十日以内に身元保証金を完納せざる時は公証人規則第七十八條第二項よ依り司法大臣其職を免す

第二十條 公証人の身元保証金の公証人規則第五章に定めある過料其他賠償の抵保に充つ

るものとす

第二十一條 過料賠償其他の事故により身元保証金を全部又の一部を減消したる時の管轄始審裁判所長の速に保証金を補充を可き旨を公証人に命す可し

公証人保証金を補充せる迄始審裁判所長は假に職務執行の停止を命する事を得此場合に於てい速に其旨を司法大臣よ具申を可し公証人保証金補充の命令を受け六十日を過ぎ之を補充せざる時の始審裁判所長は控訴院を経て司法大臣に具申し免職の處分を請ふ可し  
第二十二條 公証人他の役場よ轉する場合に於て其保証金に不足を生れり之を補充せしめ若し餘分あれり之を還付すへし

第二十三條 公証人其職務を罷めたる時の身元保証金を還付をへし

第二十四條 公証人死去失踪し又の停職の處分を受けたる時は管轄始審裁判所の控訴院を経由し其旨を司法大臣に具申す可し

停職者復任したる時も亦前項の手續よ從ふ可し

第二十五條 公証人死去失踪停職復任辭職免職又は轉職したる時の始審裁判所及控訴院の其旨を公証人名簿に記入す可し

公証人規則よ定めある懲罰處分の民事裁判所之を管轄し刑法及治罪法の例を用ひす



第二十七條 公証人試験願書式履歴書及公証人願書式の左の如し

第一 公証人試験願書式

公証人試験願 (料紙美濃紙)

族籍 戸主嗣子又は二  
三男兄弟の別  
氏 名

年 齡

私儀公証人試験相受度此段奉願候也

現住所

氏 名 印

年月日

某控訴院長 (又ハ某始審裁判所長謹殿)

前書の通族籍年齢等相違無之候也

本籍

區長又は戸長印

年月日

第二 履歴書式

履歴書 (料紙美濃紙)

族籍

氏 名 印

年 齡

一 何年何月より何年何月迄<sup>府</sup>縣何某に就き又は公私何學校何塾に於て何學修業

一 何年何月何々(職業仕官進退賞罰等)に關する一切の件)

一 公証人規則第二十條の各項に相觸候儀無之候

年月日

氏 名 印

前書の通相違無之候也

本籍

區長又は戸長印

年月日

第三 公証人願書式

公証人 料紙美濃紙

族籍 戸主嗣子又は二  
三男兄弟の別  
氏 名

年 齡

三十五



某治安裁判所管下之証人受持區に於て公証人の職務を行ひ度志願に有之候に付御登用被下度試験及第証書(官記學位記卒業証書免許狀)の寫及び品行保証相添此段奉願候也

現住所

氏名印

年月日

司法大臣謹殿

又

へ私儀何(府縣)何國某治安裁判所管下及(何府縣)何國某治安裁判所管下(某始審裁判所管下)又ハ某控訴院管下)の内何れの公証人受持區に於てなりとも御命令ニ從ひ公証人の義務を行ひ度志願有之候に付御登用被下度試験及第証書(官記學位記卒業証書免許狀)の寫及び品行保証書相添此段奉願候也

前後の式ハ前式ニ同シ

日本公証人規則略解 終

明治廿年二月廿二日出版御届

定金五十錢

同年 三月

出版發兌

傍訓者

岐阜縣平民

長瀬 寛 二

岐阜縣美濃國原見郡  
岐阜常盤町五番地寄留

京都府平民

辻本 九兵衛

東京々橋區南傳馬町  
壹丁目拾番地

出版人

岐阜縣岐阜米屋町

成美堂 本店

東京。京都。大阪


辻本 尙書堂

東京日本橋區本材木町壹丁目

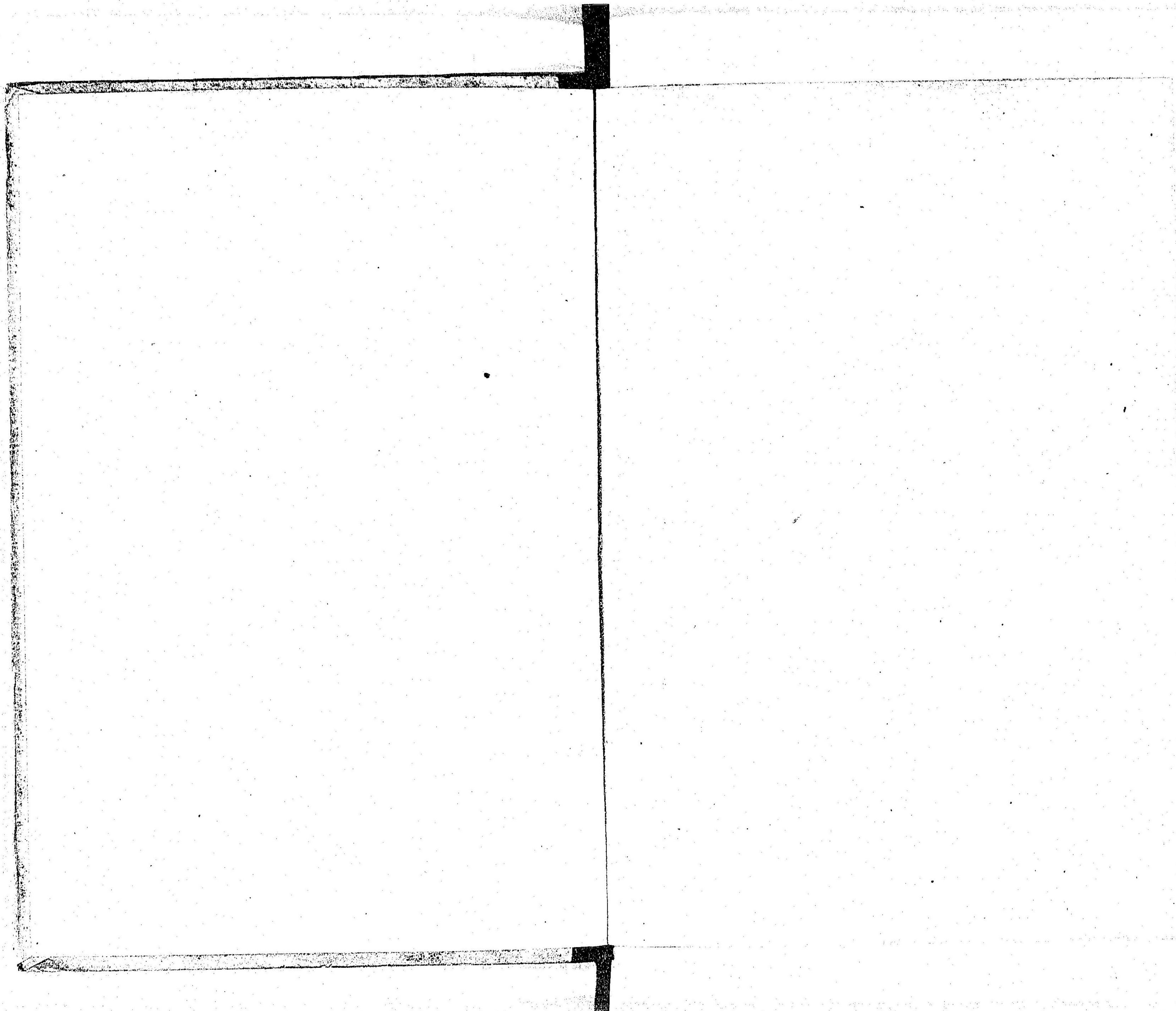
成美堂 支店

發兌所











大日本教育圖書館

一	一
三	五
八	函
號	架
册	

